

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 平成25年3月6日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	藤田尚美君
2番	秋山泉君
3番	尾野政子君
4番	村松昇平君
5番	市川圭一君
6番	小松崎伸君
7番	山越守君
8番	沼田和利君
9番	諸橋太一郎君
10番	宮崎智君
11番	杉森弘之君
12番	須藤京子君
13番	黒木のぶ子君
14番	板倉香君
15番	柳井哲也君
16番	中根利兵衛君
17番	田中道治君
18番	石原幸雄君
19番	板倉宏君
20番	遠藤憲子君
21番	鈴木かずみ君
22番	利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	淀 川 ゆ き 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
市民総務部長	滝 本 昌 司 君
税 務 部 長	田 中 雅 司 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環境経済部長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	益 子 政 一 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会計管理者	高 島 町 子 君
監 査 委 員 事 務 局 長	小 林 和 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	土 井 清 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
市長公室次長兼 人材育成課長	藤 田 聡 君
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	中 島 卓 也 君
保健福祉部次長兼 健康管理課長	高 谷 寿 君
環境経済部次長兼 廃棄物対策課長	八 島 敏 君
建 設 部 次 長	沼 尻 輝 雄 君
建 設 部 次 長	大 野 一 幸 君
教育委員会次長兼 教育総務課長	坂 野 一 夫 君

1. 議会事務局出席者

書 記	中 根 敏 美 君
書 記	飯 田 晴 男 君

平成25年第1回牛久市議会定例会

議事日程第3号

平成25年3月6日(水) 午前10時開議

日程第 1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長(柳井哲也君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長(柳井哲也君) 初めに、2番秋山 泉君。

[2番秋山 泉君登壇]

○2番(秋山 泉君) 皆さん、おはようございます。

公明党の秋山 泉です。

これより、通告に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、在宅高齢者対策についてお伺いいたします。

2005年、総人口1億2,765万人に対し、高齢者人口は2,556万人。2020年予測では総人口が1億2,411万人に対して高齢者人口が3,456万人となっております。2005年と比べると2020年には総人口が300万人減少するのに対して、高齢者はおよそ1,000万人ふえます。今や日本は世界1位の高齢社会で、高齢化率も平成23年には23.3%となり、この数値は世界のどの国も達成しておりません。世界の高齢化率のトップは日本の23%、続いてイタリアとドイツが20.4%となっております。65歳以上の人口が7%になると高齢化社会と言い、14%になると高齢社会と言います。日本は1970年から1994年のたった24年間で14%を達成しました。さらに日本は、平均寿命が世界トップクラスの長い国です。

本市においても平成25年2月1日現在、牛久市の総人口に占める高齢者の割合である高齢化率が22.18%となり、高齢社会と言われる14%を超え、今後も上昇が見込まれます。また、人口8万3,442人に対して、年少人口ゼロ歳から14歳までは1万1,529人、生産年齢人口15歳から64歳までが6万761人、高齢人口65歳以上が1万8,509人

となっており、3年後の平成26年には人口8万4,037人に対して生産年齢人口が約1,000人減少し、高齢人口が約3,500人増加するという予想になっており、約4分の1が高齢人口であります。また、平成22年度においての65歳以上の世帯員のいる世帯は3万1,537世帯中9,003世帯と、全体の28.5%。そして、ひとり暮らしの高齢者数は平成23年度においては1,288人で、全体の9.2%となっており、そのうち介護認定を受けているひとり暮らしの方が17.0%と高くなっております。

本市は、高齢者が安心して生活できるまちづくりの実現を目指し、牛久市高齢者福祉計画、牛久安心プラン21事業に取り組んでいますが、その中には数多くの高齢者福祉サービスが盛り込まれております。施策目標3にはひとり暮らしの高齢者や閉じこもりがちな高齢者に対し、生活支援や交流の機会を創出するための高齢者福祉サービスの充実を図るとあります。そのサービスについてお伺いいたします。

まず初めに、在宅高齢者対策事業の1つとして、緊急通報装置設置事業があります。この緊急通報装置とはひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯を対象に、緊急事態が発生した場合、迅速な救急体制を確保するためNTT及び消防本部とのネットワークを結びながら、日常生活の安全を図るというものです。平成24年1月末現在、172台設置されており、23年度の救急出動は43件ありました。先ほども述べさせていただきましたが、高齢世帯9,003世帯、ひとり暮らしの高齢者数1,288人と、ひとり暮らしの高齢者、また高齢者のいる世帯が多い割には普及されていないのが現状です。また、利用者が少ない理由として、何人かの方から御相談を受けましたが、鍵を他人に預けなくてはならないということです。鍵を預けた側も、預けられた側も、何かあった場合御近所だと後々気まづくということ。緊急で出動した場合、家の鍵がかかっている場合はドアや窓をこじ開けなくてはならず、破損するケースも起こります。この場合の修理費は自己負担と聞いておりますが、負担を最小限に抑えるための策や、今後ひとり暮らしの増加に伴い、安心して生活できる暮らしを確保するための対応策についてお伺いいたします。

次に、徘徊高齢者家族支援サービスです。これは、徘徊行動のある認知症の高齢者を介護している家族に対し、携帯用位置情報検索器、GPSを貸与することにより、行方不明になった場合の早期発見につなげるもので、平成24年1月現在3名の方が利用されています。

余りにも利用者が少ないのには驚きました。この検索器ココセコムは、名刺サイズより少し小さく、重さは59グラムと高齢者が携帯するには重量があります。セコムに問い合わせたところ、小型軽量化については現時点では具体的な予定は立っていないとの回答をもらいました。また、利用者が少ない背景には、認知症高齢者に絶えず持たせるということが厳しいということです。私の知り合いにも認知症の親を抱え苦労されていた方がおりましたが、御家族が寝静

まった後、お一人で家を出て交通事故に遭われ亡くなられました。時折防災無線で行方不明者の放送が流れますが、認知高齢者に負担のないものであればもっと普及し、御家族は安心できると思います。よいサービスがあっても利用されなければ意味がありません。今後の対応策をお伺いいたします。

次に、成年後見制度利用支援サービスについてお伺いいたします。

これは認知症、高齢者で判断能力が不十分な方が、一方的に不利な契約等を結ぶことがないように、一定の定められた人が本人の不十分な判断能力を補い、保護する制度です。2月19日、牛久市社会福祉協議会が実施してきた養成講座の閉校式が行われ、25人が候補者名簿に登録されました。行政の担当者は市民後見人が利用される見通しについて未知数としていましたが、今後、候補者の能力、モチベーションの向上に向け、どのような計画を持って取り組んでいくのか。また、利用者の状況によって今後も候補者の増員を図っていくのかお伺いいたします。

そのほか、数々のサービス事業が行われていますが、これからも高齢者が安心して生活できるまちづくりのため、さらなるサービス事業の取り組みがあるのか。また、1人でも多くの方に事業サービスを知っていただくための周知はどのようにしていくのか、執行部の御所見をお伺いいたします。

次に、救急医療情報キッド設置についてお伺いいたします。

昨年11月21日、牛久ロータリークラブより牛久市社会福祉協議会に救急ボトルが寄贈されました。この救急ボトルは独居老人などが自身の緊急連絡先や医療情報を記載した情報カードを救急ボトルに入れ、冷蔵庫に保管しておくことで救急車を呼んだとき、かけつけた救急隊員が対応や搬送を迅速にできるようにするものです。平成25年度実施に向けての具体的な計画内容をお教えてください。また、情報カードに記載されている内容に変更があった場合、どのように管理をしていくのか。間違った情報により大事に至るケースもありますのでお伺いいたします。

この救急ボトルは、自宅でぐあいが悪くなったときは有効ですが、もし外出先でぐあいが悪くなり救急車で搬送されるようなことが起こった場合はどうしたらいいのか。この点について取り組んでいるのが三重県鈴鹿市であります。鈴鹿市では、昨年度ひとり暮らしの高齢者などが急病などで倒れた際に、救急隊員が患者の名前や住所などの個人情報を確認できる救急情報ネックレスを独自につくり、無料で配布をいたしました。ネックレスには各個人に割り振られた登録番号を印字、所有者が急病や事故などで話すことができない状態になっても、駆けつけた消防隊員が消防本部に登録番号を伝えれば、名前や住所、持病やかかりつけの病院などの個人情報がわかり、適切で素早い救急処置につながるすることができます。このネックレスは肌触り

がよく、入浴時も外さずにつけておけるシリコン製を素材としており、ピンクとグレーの2色があります。血行促進作用に加え、動脈硬化症や高血圧症の予防にも効果があると言います。対象になる方は65歳以上のひとり暮らしの方や、要支援、要介護認定を受けているひとり暮らしの方、身体障害者手帳1級または2級をお持ちのひとり暮らしの方と、災害時に何らかの支援が必要と思われる方となっております。昨年度は試験的に400人の希望者に配布。その中の1人が喫茶店で倒れ、着用していた救急情報ネックレスの登録番号から医療情報を照会し、迅速な救急活動につながった事例も既に発生をしております。いつ、どこでぐあいが悪くなるかわかりません。絶えず身につける形態のほうが実用性があると思います。執行部の御所見をお伺いいたします。

次に、牛久市動物の愛護及び管理についてお伺いいたします。

皆さんは、年間どのくらいの犬、猫が殺処分されているか御存じですか。平成22年度環境省の調べでは、全国で猫は15万2,729頭、犬は5万1,964頭殺処分されています。そして、茨城県は全国ワーストの犬猫の収容頭数、また、全国最低レベルの返還率であり、平成23年度では犬が3,334頭、猫が2,792頭、合計6,000頭以上の犬猫が殺処分されています。飼い主の放棄理由としては、動物が病気にかかったから、新しいペットを飼ったから、病気がかかるから、もう繁殖には使わないから、子供が面倒を見なくなったから等々、このように人間の都合で小さな命が犠牲になっているのが現状であります。

この状況を打開するため、本市は平成22年10月に、獣医師さんにアンケートをとり、ペット行政懇話会を立ち上げ、平成22年12月7日から獣医師4名、区長3名、愛護団体、県の愛護推進委員、県の衛生課が参加し、計4回話し合いが持たれ、平成23年4月1日、牛久市動物の愛護及び管理に関する条例が施行されました。この条例は、茨城県としては初めてのことであり、牛久市独自の内容も盛り込まれております。その特徴の1つには、動物の福祉ということであります。動物の福祉とは、1960年台の英国で家畜の劣悪な飼育管理を改善させ、家畜の福祉を確保させるために、その基本として定められたものであります。現在では、家畜だけではなく、ペット動物、実験動物等、あらゆる人間の飼育下にある動物の福祉の基本として世界中で認められ、EUではこれに基づいて指令が作成されております。

この国際的動物福祉の基本には、5つの自由が掲げられております。1. 飢えと渇きからの自由、2. 不快からの自由、3. 痛み、傷害、病気からの自由、4. 恐怖や抑圧からの自由、5. 正常な行動を表現する自由。この5つの自由が本市の条例の条文に書き込まれております。この条文が盛り込まれているということは、全国でもまずないのではないかとということで、画期的なことでもあります。

また、特徴の2つ目としては、動物の保護というのは、保健所がある都道府県、政令指定都

市、中核市と決まっていますが、本市の条例では県にかわって動物を一時的に保護し、本来の飼い主への返還に努めるとともに、新たな飼い主を見つけるための施策を講ずるとあり、この規定により本市は譲渡会を開催しております。譲渡会はこれまで、平成23年には3回、24年には4回、25年は6回開催される予定になっております。また、譲渡件数は平成23年に猫が16頭、犬が3頭、24年度は猫が14頭、犬が1頭となっております。

最近では野犬という犬はおらず、100%が人間に飼われています。犬は雷や大きな音に逃げ出す場合がありますが、鑑札の札をつけていたり、マイクロチップが埋め込まれていたり、身元がわかりやすくなっているため、親元に返るケースは高くなっています。しかし猫は、屋内で飼うのはかわいそうと自由に外に出す飼い主がおり、交通事故に遭うケースも多く、年間約200頭の猫が犠牲になっています。また、猫同士のけんかや交尾によって猫エイズや猫白血病にかかる場合もあります。条例では、基本的に猫は屋内での飼養に努めるとあります。猫の生態を考えた環境さえ整えてあげれば、十分うちの中でもストレスをためず生活することができます。

また、3つ目の特徴として、本市においては犬猫の不妊・去勢手術費の助成制度を平成23年6月より開始しており、2,000円から4,000円の補助金が出ます。特に猫は1回の出産で平均6頭産みます。多ければ年に3回の出産が可能です。たった1頭ずつの雄と雌から、2年後には49頭産むことが可能ということです。また、猫は近親相姦が多く、生まれつき障害を持って生まれてくるケースが多いと聞いています。本市の不妊去勢手術費助成制度には他市にない特徴もあります。飼い主がいる犬猫の去勢手術助成を行っているのは牛久市以外でも8カ所ぐらいありますが、飼い主がいない犬、猫についても助成を牛久市は行っております。去勢・不妊手術をすることで頭数を減らすことができ、悲惨な最期を遂げる命を救っていくことができます。

残念なことに、牛久市には条例があるということで、市が保護するのが当然のように生まれて間もないまだへその緒もついている子猫を何とかしろと持ってくる人もいます。また、他市からわざわざ牛久市に犬や猫を捨てていく人もいるそうです。近年、少子高齢化、核家族化に伴い、動物を飼う人がふえています。動物とのかかわりも家族の一員として大切に育てられている動物ばかりではなく、飼い主としての義務を放棄する場合も多々あり、小さな命が犠牲になっております。まさしく動物の遺棄、虐待は犯罪です。本市にはその小さな命を救ってほしいと寝食を忘れて協力してくださっている方がいます。保護した猫を譲渡会に出すまでの世話をしてくださる一時預かりボランティア。飼い主のいない猫の避妊・去勢事業への協力や、動物愛護啓発活動をされている共生員、避妊去勢した猫に餌を上げて見守るえさやりさんがありますが、人数も少なく限界があります。今後、迷子犬、飼い主のいない猫をどう管理していく

のか。また、犬猫の殺処分を減らしていくための取り組みについてお伺いいたします。

そして、行政の主要施設として動物愛護センター、シェルターの設置を要望いたします。シェルターを設置することで迷子の犬、猫の情報をかっぱメールや本市のホームページで公開し、速やかに飼い主のもとへ返すことができます。また、市で保護することで不妊去勢手術させ、繁殖させることなく命を救うこともできます。また、譲渡事業を広く市民に知らせ、もらい手をふやしていくこともできると思っております。前回の譲渡会では牛久市に住んでいる妹さんから譲渡会の話聞いたお姉さんが東京からわざわざ参加され、猫を譲渡されました。後日職員が東京の飼い主まで届けたそうです。また、センターで命を大切にしているイベントや、犬のしつけ教室などを開催し、広く市民の方への理解を広げていくとよいと思いますが、執行部の御所見をお伺いいたします。

最後に、3月2日より3月24日まで中央図書館2階において「あなたにしか守れない命」と題して、動物愛護パネル展を開催しています。パネル展では数多くの問題を投げかけております。どうか皆さん、小さな命の叫びを聞いてください。

以上で一般質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（柳井哲也君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 秋山議員の牛久市動物の愛護及び管理についての御質問にお答えします。

牛久市では、平成23年4月に茨城県内で初めて牛久市動物の愛護及び管理に関する条例を施行し、愛護施策を進めてまいりました。

この条例では、基本理念の中で動物との共生を目指すこと、そのために飼い主や行政を初め、全ての人が取り組んでいくことが盛り込まれております。

御質問の迷子犬や地域猫につきましては、迷子犬については保護した市民から通報があった場合、犬の種類、特徴、鑑札や注射済票の有無、保護した場所等を聞き取り、保護した場所周辺の登録犬の中から特徴の合う犬を割り出し、飼い主に確認をとったり、市のホームページに掲載するなどの対応をし、飼い主探しを行っております。平成22年度の狂犬病予防接種から犬の首輪に飼い主の名前や連絡先を書いたカードや鑑札を入れていただく安心だワン！ホルダーを配布し、万一迷子になっても飼い主のもとに戻れる体制を整えてまいりました。

また、地域猫につきましては、当市の事例としてはお年寄りが餌を与えて頭数がふえ、御本人が亡くなり猫だけが残ってしまったケースが最近もあり、当市の不妊・去勢を行っている動物愛護共生員が捕獲して、不妊・去勢の処置をして命を全うできるような活動を実施しております。ほかにも多岐にわたる個々のケースに対応すべく担当職員を含め解決に向け取り組んで

いるところです。このような飼い主のいない猫については、市でお願いしている動物愛護共生員6名と動物愛護推進員が連携を図り、猫の捕獲、保護を行い市内獣医師により不妊・去勢手術を行っております。この活動には、不妊手術に1万4,000円、去勢手術に9,000円の補助をしております。また、飼い犬、飼い猫に対しましても、年1世帯当たり1頭で、犬の不妊4,000円、去勢3,000円、猫の不妊3,000円、去勢2,000円を補助し、望まない繁殖をしないよう努めております。これまでの実績としましては、平成23年6月から制度を開始した飼い犬、飼い猫の不妊・去勢で339頭、金額にしまして101万9,000円、平成23年10月から開始した飼い主のいない猫の不妊・去勢127頭、146万8,000円となっております。

犬や猫の殺処分につきましては、笠間市にある茨城県動物指導センターで行っており、平成23年度では犬3,334頭、猫2,792頭の、合わせて6,126頭が殺処分されており、依然として多くの小さな命が失われております。

牛久市の取り組みの原点は、この世に生を受けた命あるものを常識的に行政運営に取り組み、牛久市のペットを飼うルールづくりを構築して、殺処分を減らしていくことからスタートしております。具体的には、捨てられた子猫や保護された猫について、新しい飼い主を探すために一時預かりボランティアに協力をいただき、2カ月ごとに譲渡会を開催して新しい飼い主を探しております。譲渡会も本年3月で8回目を迎え、譲渡された犬や猫は37頭になります。譲渡活動以外にもかっぱ祭りやエコフェスタ等にブースを出展し、啓発活動を行っているほか、動物愛護に関する映画の上映や、現在中央図書館で殺処分される犬や猫の写真展を行い、殺処分の現状を広く市民に紹介するとともに、小さな命の大切さを訴えております。

最後に、犬や猫の收容施設、あれは何かシェルターとか言うんですね。收容施設につきましては、先般市内を拠点に発足したNPO法人ジャパン・アニマル・ウェルネス協会と協働し、平成25年度から迷い犬や保護猫の一時預かりとワクチンの投与などの譲渡準備ができるよう体制を整えていく予算を計上いたしました。

同協会は、獣医師の資格を持つ学識経験者や開業獣医で結成され、保護活動以外にも動物のしつけや飼い方の教室、ペット相談を初め、教育委員会との連携により、ペットを介在とした思いやりの心の礎を構築し、子供たちに健全な情操教育を行っていく予定であります。

動物の愛護活動につきましては、最後は私たち一人一人の心の問題であると考えております。今後もNPOやボランティア、市内の開業獣医時の皆様と協働し、施策を進めてまいりますので、御理解と御協力を賜りたいと思います。

他の質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長（柳井哲也君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君）　続きまして、在宅高齢者対策についてお答えします。

緊急通報システムの設置申請の際に、近隣の協力者や自宅の鍵保持者など緊急時の対応が図れる協力者を記載していただいております。鍵保持者がどうしても見つからない場合は、窓の一部を破壊してもよい等の御了承をいただき、設置に至っております。鍵を預けることは強制となっているということではございません。

次に、GPS対応サービスでございますが、現在利用者は3名でございますが、利用が伸びない理由として、装置が大きいとか、少し重い、あるいは認知症の方が持ってられない等、機器の形態により敬遠されているのが現状でございます。行方不明者の捜索時に効果を発揮いたしますので、今後も周知を図ってまいります。機器の形状・性能面につきましては、今後改善されていくものと認識いたしております。

続きまして、市民後見人の養成研修につきましては、2月19日に終了いたしまして、25名の市民の方が修了証を授与されました。市民後見人の必要性は全国でも叫ばれており、受任する司法書士や税理士等が足りない状況にあり、市民後見人の養成は急務の課題でございました。そのような中で、牛久市社会福祉協議会ではいち早く成年後見サポートセンターを開設し、今年度養成研修を開講いたしました。受任までの間はフォローアップ研修といたしまして、年に2回制度の勉強会、他市の事例講習や情報交換などを行い、モチベーションの維持を図ってまいります。

救急医療情報キットにつきましては、牛久ロータリークラブから御寄附をいただきまして、現在社会福祉協議会で配布の準備を行っており、ボトル情報シート、保持者シールをセットで独居高齢者や高齢者世帯の希望者に民生委員・ケアマネジャーの協力を得て配布を予定しております。医療情報の変更があった場合、本人及びその支援者が随時書きかえを行い、常に最新の情報が提供できるよう更新してまいります。

最後に、三重県鈴鹿市で推進している命のネックレスにつきましては、外出先での有事の際に、本人確認ができるようにネックレスを身につけるということでございますが、今後、稲敷地方広域市町村圏事務組合の市町村間で鈴鹿市や他市の事例等も参考に調査研究してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（柳井哲也君）　次に、8番沼田和利君。

〔8番沼田和利君登壇〕

○8番（沼田和利君）　皆さん、改めましておはようございます。沼田和利でございます。

ただいま花粉症により聞き取りづらいかと思いますが、何とぞ御理解のほどよろしく願いいたします。

それでは、早速通告に従いまして質問をいたします。

このたびの質問は2点でございます。

まず初めの、1点目が行政区の運営に対する行政側の介入についてであります。

私は、ことしになってから、行政区長に関し次のようなことを耳にいたしました。それは、経験豊富な何名かの行政区長に対し、市役所の担当職員が区長職の引退を促す旨の趣旨で訪れたとのことでありました。このことに関し、市役所職員が何を根拠にこのような行動を起こすのかと疑問を感じ、改めて市の区長設置規則を調べてみました。すると、区長の任期に関する第4条、区長の任期は2年とする、ただし再任を妨げないとの条文に続き、昨年3月30日付で、前項ただし書きの規定により、再任する場合は通算して20年を超えることができないとの条文が新たに追加されておりました。

私はこのように行政側が一方的に住民の自治に介入することは不可解であると感じ、行政と行政区長とのかかわり合いに関して、これまでどのようなやりとりが市議会で行われてきたのか調べてみました。その結果、平成18年第3回定例議会では次のようなやりとりがございました。再任を妨げないという区長設置規定の文言は、文字どおり2期4年を意味するのか、それともそうでないのか不明確であるが、6割以上の行政区が区長の任期に関するそれぞれの規定について区長設置規定の文言をそのまま規約としているので、区長の任期を明確にする規約を定めるように行政指導をするべきではないのかとの質問者に対して、当時の執行部側の答弁は、市としては当該区域住民によって推薦された方を区長として委嘱していますことから、任期については当該区域で決定していただくことが一番最良であると答弁しており、区長の任期に関しては住民自治を認めつつ、きっぱりと行政側の関与を否定していることが明らかでありました。それにもかかわらず、今回のように規定を一方的に変更し、さらに経験豊富な何名かの区長に対し引退を促す行為は明らかに議会答弁を無視するものであり、断じて許されるものではないと考えます。

そこで、以上の事実から2項目お聞きいたします。

初めは、昨年どのような理由により区長設置規則の第4条を変更したのか。また、次に、規則というものは執行部内において制定や改廃が可能であり、行政側の一方的、恣意的な事情により変更等が行われる懸念が多く、住民に身近な存在である区長の設置規則については、行政の監視役である議会に図るべく、条例化することが望ましいと考えますが、このことについて意見をお聞きいたします。

次に、2点目の質問に移ります。

2点目の質問は、小中学生に対するインフルエンザ予防接種についてであります。この冬、各地でインフルエンザが猛威を振るい、このインフルエンザウイルスにより死亡するといったケースをテレビや新聞等での記事をよく目にいたしました。私も日ごろの体調管理には気をつ

け、体を温め、できる限り早く就寝するように心がけておりますが、このように体調管理に気をつけても、ウイルス性の病気に関しましては予防し切れずに感染してしまうことから、現実的な対応策として予防接種を受けることによる予防がベターであると考えます。ところがしかし、現在牛久市ではインフルエンザ予防接種への補助は行っておりませんが、この冬、市内の小中学校では学級閉鎖となったクラスが多数あり、データを収集した2月4日時点ではインフルエンザと断定できない人数も含まれるものの、158名もの児童が感染しており、現在ではもっと多くの児童が感染していることと予測できます。

ところで、周辺市町村の一部では、13歳までの児童に対して補助を出している自治体がございます。例を挙げると、龍ヶ崎市と土浦市が補助しており、平成23年度の実績ですとまず龍ヶ崎市が13歳までの対象人数が8,894人、接種者数が延べ人数7,715人、今述べた延べ人数は13歳未満は2回接種となっている人数であり、1回1,000円の補助。次に、土浦市で、対象人数が1万6,206人、接種者数が延べ1万6,159人、こちらも龍ヶ崎市と同様、13歳未満2回接種の人数であり、1回1,500円の補助となっております。

そこで、今まで述べたことを踏まえ質問いたします。本市では毎年流行するインフルエンザへの恐怖を払拭するためにも、予防接種への補助の検討をしてみてもどうか。また、そのことに伴い、年間当たりの対象人数に当たって、予算のシミュレーションはするべきと考えますが、この件についてどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

以上2点を私からの質問とし、終わりいたします。

○議長（柳井哲也君） 市民総務部長滝本昌司君。

○市民総務部長（滝本昌司君） まず、私のほうからは行政区の運営に対する御質問についてお答えいたします。

現在の市政運営におきまして、限りある税収の中で、ますます多様化する市民ニーズに対応し、住みよいまちづくりを実現していくためには、市民との協働なしにはその運営は成り立ちません。市は、市民、市民団体、NPOなどとお互いがよきパートナーとして役割を分担し、手を携えてまちづくりを進めていく考えでおります。

その中でも行政区は市政運営の中核を担うものであり、地域の課題解決のためにともに考え、ともに作り上げていかななくてはならない組織であると考えております。行政区長は市と地域住民との重要な立場にあるものとして行政区の皆様の推薦を受け、市長が委嘱しております。

行政区は、そこにお住まいの住民の皆さんによって自主的に運営され、清掃やごみなどの環境整備、交通安全防犯活動、たまり場活動などを通じ、地域の課題の解決を図っているところでございます。行政区にはそれぞれ規約が定められており、その役員等もその規約にのっとり決められております。行政区の役員選びにつきましては、透明なルールのもと選挙等で選ば

れることが望ましいと考えております。現実には役員選別に苦勞している行政区もあり、役員選考委員会等を組織して、役員を選考し、総会で承認するという手続をとっている行政区もあるようです。

このように、行政区長は地元住民の代表という役割と同時に、市の委嘱する非常勤特別職という役割もあわせ持つもので、同じ方が長期間公職を続けていくことは、他の職においても存在する任期制度自体の意味、また、常識的な市民の目から見ても余り好ましくないという声もございます。

そこで、このたび、行政区長の任期の最大を20年と区切らせていただきました。この決定に当たっては、該当する任期20年を超える3名の区長さんも出席した区長会の役員会で御協議をいただき、決定をいただきました。これは、行政区運営に対する市の介入ということではなく、市民目線から見た常識的な判断でもあると認識しております。

また、経過措置として1年間の期間を置き、スムーズに移行できるように直接区長さんとお話をしてくるなど、市としましても配慮いたしましたので、支障はないと考えております。

○議長（柳井哲也君） 保健福祉部次中島卓也君。

○保健福祉部次長（中島卓也君） 2点目、小中学生のインフルエンザ予防接種についてお答えいたします。

インフルエンザについて、国立感染症研究所・感染症情報センターのデータでは、小児での予防接種による発症の防止効果は20から30%程度と言われており、十分な免疫効果がないことから、希望者や必要な方に対し主治医と相談の上での接種を行っているのが現状です。

予防接種法では、定期接種の種類を疾病の致死率、感染力、重症度、治療法の有無などを勘案し、流行阻止と致死率を低下させることを目的とした1類疾病と、個人の重症化予防を目的とした2類疾病を定めています。インフルエンザは2類疾病になり、感染、発病予防よりも重症予防に重点を置いた位置づけとなっております。国は予防接種法の改正で、本年4月から小児肺炎球菌、ヒブ、子宮頸がんの3つの予防接種を市全額負担の定期接種に位置づけ、さらに、平成26年度にはおたふく、水ぼうそう、B型肝炎、高齢者肺炎球菌を定期接種に移行する予定で検討を重ねているところでございます。

牛久市では、子育て環境の整備の1つとして、予防接種の充実に取り組み、予防接種に係る総予算は平成21年度8,200万円から、新たに導入されたワクチンを積極的に助成対象とし、平成25年度当初予算は2億5,300万円と大幅な増額となっております。また、26年度の改正が実施されれば、さらに大幅な増額が見込まれます。今後も国の予防接種法の改正やワクチンの改良などの動向を踏まえて、公費負担の優先度も考慮し検討してまいります。

○議長（柳井哲也君） 8番沼田和利君。

○8番（沼田和利君） 答弁を精査した上で、2回目の質問を行います。

1番目の質問の行政区の運営に対する行政側の介入についての答弁の中で、行政側が行ったのは介入として捉えていないというニュアンスのことを答弁いただきました。これは第三者から見ると引退を促しにいくというのは、これ介入以外の何ものでもないとは感じるのですが。しかも、区民の皆さんが民意で決定して区長を選ぶのであれば、別にわざわざ昨年3月30日に規定した規則を改めて、それぞれに、平成18年に行政側で、執行部側で答弁した当該区民の住民の皆さんが決めるのが最良であると私も感じるのですが、この件についてちょっと意見をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（柳井哲也君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） ただいまの件について、私、市長としてお話しします。これはね、非常に牛久の市政運営上重要なことなので、誤解されると困りますので申し上げます。

今、3人ですね、これ牛久の行政区でそれぞれ区長さんたち、各行政区で一生懸命頑張っております。今後、ただその中で、大きい行政区だとか、いろんな行政区の中で、区長さんを選ぶのは原則本来選挙で選ばれるという原則があると思います。しかし、大きい行政区なんかにおいては、推薦だとか、ちょっと私もわからないんですが、各選挙管理委員会をつくってそこで推薦するとかという形にしちゃったりとか、まだまだ完全に民主化が進んでいるところとばかりは、制度上は言えない部分も若干ありますけれども、それはそれぞれの行政区の生い立ちだろうというふうに見ておりますが、一定の区長さんが長期化する中で、非常に問題がある部分も過去に幾つかありました。それはどういうことかということ、一般の区民の方が非常に行政区のかかわりについてとっかかりのとれないと言いますか、場合によっては無関心ということがあって、一部の区長さんなり役員の判断でその行政区の方針を、その個人的な考え方で運営されていた行政区もあって、今その行政区が区長さんがかわられて、要は民主的な運営に切りかえるためにその区長さんも御苦労されながらしてきているという行政区もあります。

ただ、基本的に今回の任期を20年ということにするということについては、私としても非常に慎重に考えておまして、今現在牛久市では社会福祉協議会を軸に地区社協というのをつくっております。今後、地域の牛久市の全体の市政運営をするに当たっては、その8つの小学校区で構成される8つの地区社協、それと同時に8つの行政区の協議会と言いますか、住民協議会みたいなものですが、それを今後より充実されたものに持っていこうということで、行政区単独の市との協議プラス8つの小学校区との協議、また福祉活動の運営ということで、今まで行政区によっては1期で終わっちゃうという行政区もありますし、長期にわたっている行政区もありますが、それぞれの行政区の運営に関与されたそれぞれの役員の方々が、役員をやめた後もちゃんと地域のかかわりにかかわれるようなチャンスと同時に、その経験も、また

見識も生かそうということで、生かしていただいて、地域の運営というものをより密着したものにしていきたいということで、地区社協がまた今大きく最後の2つの地区社協を設立すると、今準備してきているわけですが、そういうことを踏まえた中で、今回のその20年の任期ということについては、区長会の役員さん、そして総会含めてこの2年間いろいろもんでいただいたんです。

そして、そういう中で具体的に3人の方が20年以上の区長さんになられるということについても、その方々が入ってる行政区の役員会で話し合いをして、いわゆる牛久市の区長会としてそれを決めたの。総会でもちゃんと決めたの。決めたことによってそれを市とすれば規則として変更したということをごさいます、牛久市の規則を先に決めて、それを区長会とかそういうふうに押しつけたということじゃ全然ありません。そういう意味で、沼田議員は牛久市の行政区に対する介入じゃないかという御指摘ですけれども、全然そんなことはありません。ちゃんとした民主的な手続を踏み、皆様の一人一人の意向を確認し、そして牛久市の区長会としてのちゃんとした合意も、その3人の該当していらっしゃる3人の方も一緒に入ってそこで合意して決められたことを尊重して規則を変更してきたわけですから、それを行政区の介入と言うならば、非常に問題あるというふうに私は逆に申し上げます。

○議長（柳井哲也君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時15分開議

○議長（柳井哲也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、11番杉森弘之君。

〔11番杉森弘之君登壇〕

○11番（杉森弘之君） 改めまして、おはようございます。

会派市民クラブの杉森弘之でございます。

通告順に従って質問をいたしますのでよろしくお願いいたします。

第1の質問は放射線対策についてであります。

3月11日の東日本大震災による福島第一原発事故から2年が過ぎようとしています。安倍新政権は原発推進に逆戻りし、原発の再稼働、新設、さらに輸出まで進めようとしていると言われております。しかし、福島第一原発事故は収束するどころか日々大量の放射能を放出し続け、崩壊した原発施設がさらに大規模な放射能事故を引き起こす危険性をはらみ、大量の汚染水の貯蔵も限界に近づいてきているとも報道をされているところであります。そして現在運転中の

大飯原発だけでなく、停止中の原発も大量の使用済み核燃料を抱えており、新たな大地震などによる原子力災害の危険性はむしろ高まっていると言わねばなりません。他方で、原発震災被災者に対する補償、損害賠償は国と東電の居直りによって遅々として進んでいません。マスコミも復興に焦点を当て、最も重視すべき被災者の救援、補償、賠償の問題を後景に置いているかのようであります。

発生から2年を過ぎた福島第一原発事故は放射線被曝の影響も徐々にあらわにしてきています。毎日新聞2月14日刊によれば、福島県が行っている子供震災時18歳以下の甲状腺検査で、新たに2人が甲状腺がんと診断されたことが13日の県民健康管理調査の検討委員会で報告された。昨年9月に判明した1人と合わせ、計3人になった。ほかに7人に甲状腺がんの疑いがあり、最大10人にふえる可能性がある。計10人の内訳は、男性3人、女性7人で、平均年齢15歳、2011年度に受診した原発周辺13市町村の3万8,114人の中から見つけ、地域的な偏りはないと報じています。小児甲状腺がんの発生頻度は100万人に1人とされており、今回の約4万人に10人という数値は、この平均よりも250倍も多く、異常な数値と言わねばなりません。福島県立医大の鈴木眞一教授は、チェルノブイリでは事故から四、五年たってから甲状腺がんが発生しているの、総合的に判断すると被曝の影響は考えにくいと述べ、被曝との関係を否定しました。しかし、北海道がんセンターの西尾正道委員長が指摘するように、原発事故との関係はまだ断定も否定もできないというのが正しい態度ではないでしょうか。チェルノブイリ原発事故では、四、五年後に甲状腺がんが発生したのではなく、激増したのであり、1年目、2年目からも有意に発生しているのが実情であります。

さて、常陽新聞1月26日刊は、取手市の子供の心電図に関して以下のように伝えています。取手市教育委員会が学校保健法に基づいて小学1年生と中学1年生を対象に実施した学校検診の心電図検査、心臓検診で、2011年度以降心臓に異常や病気がありと診断された児童・生徒数がふえていることが市民団体の調査でわかった。調査結果によると心電図の異常は2011年度からふえ始め、12年度は精密検査が必要とされた児童・生徒数は5.26%と、08から10年度まで3年間の2.9から6.4倍にふえ、さらに精密検査の結果、病気や異常と診断され、管理が必要とされたのは、児童・生徒の1.45%と10年度までの3年間の2から2.7倍にふえていることがわかりました。一方、精密検査が必要とされた児童・生徒のうち28%はまだ精密検査を受けておらず、病気の管理が必要と診断される児童・生徒数は今後さらにふえることが考えられるという。根岸さんらはチェルノブイリ原発事故の健康影響調査で、放射性セシウムが心臓に蓄積するとした研究結果があることなどから、被曝が関係しているのではないかと疑いが拭い切れないと話し、病気の子がふえているのは事実なので、原因を調査してほしい。小学1年生と中学1年生だけの検査では取りこぼされる子供が出てきて

しまうので、全児童・生徒を対象に毎年検査を実施してほしいなどとしていると報じています。このことは、国会事故調査委員会の崎山比早子委員らが以前から放射線被曝はがんだけでなく、さまざまな疾病、障害を生じさせると指摘したことを思い起こさせます。日本の原爆被爆者の障害追跡調査によると、心臓血管系、呼吸器系、消化器系、泌尿器系などの幅広い疾患が線量に比例して増加することが報告されています。チェルノブイリ事故では先天性異常、脳神経系、免疫力低下、内分泌疾患、心臓血管系、若年性老化などの症状も報告されています。

そこで、質問いたします。牛久市では子供たちの心電図検査はどのようになされているのか。また、検査データの保管はどのように、何年分保管しているのか。そして、2011年度、12年度の検査結果はどのようなものだったのか。さらに、前3年、つまり2008年から10年までの検査結果との違い、そしてそれらをどのように評価しているのか。それらの評価を踏まえ、今後、全児童・生徒を対象に毎年検査をする考えはあるかなどお尋ねいたします。

次に、昨年12月の牛久市議会で、全会一致で採択された牛久市の子供たちに健康管理検査実施等を求める請願の具体化の進捗状況について質問いたします。

請願の中身は①子供たちの甲状腺検査（エコー、血液検査）などの健康調査の強化、②給食食材の市独自の基準値とゲルマニウム半導体検出器の導入による低線量検査の強化、③牛久市を原発事故子ども・被災者支援法の対象地域に、というものでした。

子供たちの甲状腺検査については、福島では前述したとおりであり、医師の鎌田 實さんも毎日新聞で甲状腺検診加速させよと執筆し、福島の県民健康調査検討委員会は2年半かけて子供の甲状腺検診を行う計画だが、これはまずい。4年たたないと小児甲状腺がんが出ないという考えに寄り過ぎているのではないか。検診はできるだけスピーディーに進める必要があると指摘しています。

他方で、福島県の県民健康調査検討委員会の座長を務める山下俊一福島県立医大副学長は2011年3月21日に「放射線の影響は実はここに笑っている人には来ません。くよくよしている人に来ます。これは明確な動物実験でわかっています。100マイクロシーベルトパワーを超さなければ全く健康に影響を及ぼしません。昨日もいわき市で、今いわき市で外で遊んでいいですかとの質問に、どんどん遊んでいいと答えました。福島も同じです。心配することはありません。ぜひそのようにお伝えください」などと暴言を吐いたそうです。これらの無責任な発言で子供たちを初め福島県民を被曝させてきたことなどが問われ、山下氏は刑事告訴されているのであります。国会事故調査委員会の崎山委員も指摘しているように、日本の原爆被爆者の生涯追跡調査によって100ミリシーベルト以下でも発がんリスクがあり、しかも線量の上昇に伴って直線的にそのリスクが上昇されることが報告をされているのであります。ホットスポットと言われるこの牛久市において、子供たちの甲状腺検査を希望する保護者の願

いは極めて当然のことです。既に龍ヶ崎市、東海村で実施され、常総市、高萩市も始めるそうあります。さきの請願項目についての進捗状況を伺います。

続いて、牛久市内の河川における底質の放射線物質調査結果の評価と対策についてお聞きいたします。

牛久市の公表によれば、稲荷川笹塚橋のセシウムが合計4,027ベクレルパーキログラム、稲荷川刈谷橋が4,955、柏田川、小野川合流地点前が5,302となっています。この間の河川の底質の放射性物質の調査結果をどのように評価し、どのような対策を考えているのでしょうか。

次に、放射線の測定器の貸し出しについてお聞きいたします。市の貸出要領によれば、貸出場所は市役所環境政策課、貸出時間は半日単位で、貸出手順は①環境政策課に電話予約。多くの方に御利用いただくため、1回の申し込みにつき予約は1台分をお願いします。再度貸し出しを希望される場合は改めて予約をお願いします。などあります。

そこで、この間の貸出状況について説明をお願いいたします。

さらに、半日単位の貸し出しは便利が悪い。貸出状況に余裕があるのであれば半日から1日単位に変更してもらえないかとの要望も聞いています。貸出方法の変更についての市の執行部の見解をお聞きいたします。

次に、報道によれば、損害賠償請求に対する東電の態度の悪さが際立っているようあります。被災者個人に対する居丈高な態度は周知のとおりであります。昨年、学校給食の放射能検査費用や上下水道、焼却灰などの検査費用を東電に損害賠償請求した取手市、守谷市、つくばみらい市、常総市の茨城県南4市長は1月31日取手市役所に東京電力を呼んで、請求に応じて賠償するよう改めて要望した。しかし、東電は学校給食検査の2011年度分は文科省の指示もあったので損害賠償の対象にしたが、12年度以降については賠償の必要かつ合理的な範囲に入らないとして、事実上要望書は無視されたと伝えています。そこで、牛久市の東電への損害賠償請求の内容と東電の対応、今後の方針について説明を求めます。

放射線の質問の最後に、まきストーブについて質問いたします。

茨城新聞2月16日刊によれば、「牛久市が電気代削減で導入したまきストーブの火入れ式が15日、同市猪子町の市の教育施設、教育センター希望の広場で行われた。市の電気代抑制とともに、防災や平地林整備に生かすことを目的に、同センターと市役所分庁舎に1台ずつ計2台導入。この日が初使用となった」とあります。そこで、まきストーブの設置費用と燃料費など、ランニングコストをお聞きします。

電気代削減と言いますが、ストーブの寿命やランニングコストなどを考慮し、年間どの程度の費用削減になると計算しているのでしょうか。

また、防災や平地林整備に生かすとしていますが、放射線量の高い木々を伐採して、それらをまきに使用するおつもりでしょうか。防災や平地林整備の意味をお聞きたいします。もし、まきを別の手段で調達するとしたら、その調達先と放射線量の確認をお聞きたいします。

質問の2番目は、地域防災についてであります。

牛久市地域防災計画「震災対策計画編」は改定作業中とのことですが、その進捗状況、特に今回の福島第一原発事故で大きな放射能被害を東日本全体に与え、牛久市も甚大な放射能被害を受けましたが、原発震災について、そして最も身近な東海第二原発対策についてどのように対策を考えようとしているのか伺います。

次に、今議会で出されている議案によれば、市長公室から交通防災課に移る計画とされている危機管理室について質問いたします。

危機管理室はその所管業務として①危機管理の総合調整及び企画に関すること、②危機発生時における体制整備に関すること、③地域防災計画に関すること、④国民保護計画に関すること、⑤交通安全及び防犯の総括に関することが掲げられています。これまで、交通防災課と別になっていたわけですが、その所管業務の関係と連携、構成、そしてこれまでの業務実績などをお聞きたいします。

続いて、災害が発生した際の避難所の問題であります。第1次避難所と第2次避難所がありますが、それらの備品の状況はどのようなのでありましょうか。さらに、建物や物品とともに人がどう動くのか。避難所の運営をどのように行うのか、運営マニュアルが重要であります。市民から牛久市は避難所の運営マニュアルが整備されていないのではないかと指摘を受けたところですが、その整備状況についてお聞きたいします。

第3番目の質問は、高齢者福祉事業についてであります。牛久市も超高齢社会に入ったと言われていますが、牛久市高齢者福祉計画、牛久市介護保険事業計画、うしく安心プラン21の中で、今回は高齢者福祉事業の進捗状況について幾つか質問をいたします。

最初の、緊急通報装置設置事業については、同僚の議員が既に質問をしていますが、昨年1月末現在で緊急通報装置102台だそうであります。この装置の対象世帯と比較して普及率はどれほどなのか。その利用状況をどのように評価し、そしてその問題点をどのように評価をしているのか。また、設置料、利用料はどのようなのか。今後の方針などお聞かせいただきたいと思います。

次に、寝たきり、認知症高齢者介護慰労金の支給について質問いたします。

解説によれば、寝たきり、認知症高齢者を在宅で介護している方に対して10万円年額の慰労金を支給し、介護者の慰労を図っています。支給要件は以下の全てを満たしていること。①介護保険法による要介護4ないし5の認定を受けている方か、それに相当する在宅高齢者で、

市・県民税非課税世帯に属する方。②介護者が定められた期間内に介護保険サービスを利用していないこと。③基準日において過去1年間、おおむね3か月以上の長期入院、施設入所をしていないこと。しかし、平成24年1月現在実績はありませんとあります。なぜ実績が1件もないのでありましょくか。それをどのように評価をされているのかお聞きいたします。

私は他の市町村の寝たきり等高齢者介護慰労金の状況を少し調査してまいりました。すると、支給要件に第2番目の介護保険サービスを利用していないことを入れていないところが少ないことがわかりました。介護保険サービスを受けていても、介護する方の苦労は並大抵のものではありません。介護慰労金の趣旨からすれば、この介護保険サービスを利用していないというこの支給要件はなくすべきなのではないでしょうか。この支給要件について変更する考えはないのか、市執行部の見解をお尋ねいたします。

続いて、シルバー人材センター運営事業について質問いたします。

「高齢者の就業機会を確保、提供し、就業を通じて生きがいの充実や地域社会の活性化を図るものとして重要な役割を果たしています」とするシルバー人材センターは、2010年から2011年に登録会員数は558人から591人に増加していますが、年間受注件数は2,567件から2,229件に減少しています。私は、景気が悪から民間の就業先が減少したのかと思いましたが、もちろんそれもありますが、行政関係の受注件数も205件から186件に減少しているのです。そのため、就業率は93.7%から78.3%に激減しています。行政関係の受注数の傾向と、今後の方向性をどのように考えているのか、市執行部の御所見を伺います。

次に、食の自立支援事業について質問します

「在宅の要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者を対象に、食の自立の観点から十分なアセスメントを行った上で計画的に提供し、自立支援、生活の質の確保及び安否確認を行うことを目的としています」とあり、普通食400円、特別食500円であります。この食の自立支援事業についても、2010年から11年に食数2万1,079個から1,608個に激減しています。実人数も150人から120人に2割も減っています。コンビニやスーパーなどでもっと安い弁当が売られ、配達サービスも始まったことなども原因しているかとも思われますが、減少傾向をどのように分析しているのか。食の自立支援事業の運営実態と問題点、今後のあり方、市の支援体制も含めて市の執行部の見解を伺います。

質問の4番目に、子供を身ごもりながら婚約破棄などにより結婚をしていない非婚あるいは離婚とも言いますが、ここでは非婚と表現して、非婚の母子家庭の問題について質問いたします。それは、寡婦控除の差別問題に大きくあらわれています。結婚をしたことがあれば死別または離婚により寡婦控除27万円、特定の場合35万円を受けられますが、非婚の母子家庭は

対象外なので、その分所得が多いことになり、所得税や住民税、そしてそれがはね返る保育園料等が高くなるというものであります。

国の調査では、母子家庭はただでさえ収入が低い状況ですが、非婚者の平均年収は約160万円で、離婚者の176万円や死別者の256万円と比べても低いものであります。貧困中の貧困であるにもかかわらず、税金その他の負担はかえって重いことになります。現在、みなし控除による保育料減免をしている自治体は千葉市など全国で十数市町だけとされています。千葉市では、該当する対象者は27人で、2011年度の財政負担はわずか200万円だと言います。厚生省の調査では、母子家庭のうち、非婚世帯は7.8%で、財政的にも税法改正は対応できないものではありません。千葉市の熊谷市長は以下のように述べています。「寡婦控除はひとり親支援、シングルマザー支援の制度ですが、一度婚姻歴があればその後未婚で子供を産んでも寡婦控除は適用されるにもかかわらず、非婚の場合だけ控除の対象にならないという制度上の問題があります。本来は国が制度を改善するべきであり、国に問題提起をしていますが、まずは自治体でできることから始めようということで、保育料とこどもルーム料について寡婦控除が適用されたものとみなし、控除後の所得で料金を算定することにしました」このような視点は大変重要かと考えますが、牛久市における非婚の母子家庭の実態とともに、非婚の母子家庭への寡婦控除のみなし措置について、市執行部の御見解をお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（柳井哲也君） 環境経済部長坂本光男君。

○環境経済部長（坂本光男君） 御質問1番の放射線対策についてお答えをいたします。

初めに、子供の心電図検査と保管状況についてですが、牛久市では、学校保健安全法に基づき、本年度は小学1年生725名と中学1年生677名の1,402名の検査を実施いたしました。1次検査の結果で要精密検査対象児童が8名、生徒が8名であります。精密検査対象者は市費負担により検査を受け、異常がないと診断された児童が3名、生徒が2名であり、要管理児童が5名、生徒が6名という結果となっております。これまでの精密検査の結果といたしまして、要管理児童・生徒の合計は、平成20年度16名、平成21年度12名、平成22年度15名、平成23年度5名であり、特に要管理児童・生徒の増加が確認できる状況にはございません。また、牛久市においては、検査機関からの心臓検診個人報告書及び心電図結果一覧を学校保健安全法施行規則及び牛久市文書取扱規則に基づき、公文書として5年間保存しております。

次に、平成24年第4回議会で採択されました牛久市の子供たちに健康管理調査を求める請願の進捗状況ですが、第1の健康管理調査につきましては、現在龍ヶ崎市・牛久市医師会牛久市市長と相談をしながら、情報収集を行っているところでございます。昨年行ったホールボデ

ィカウンター検査から見えてきた健康状況や、アンケート調査による市民の要望、福島県の検査状況、専門家の意見、近隣自治体の状況、県・国の動向等を合わせ、牛久市に合った対策を検討してまいります。また、牛久市の子供を放射能汚染から守る協力ネットワークの皆さんと市長を初め担当部署が現状と課題解決に向けて話し合いを行っているところでございます。

第2の給食食材の検査につきましては、平成24年第4回定例議会において、杉森議員、鈴木議員にお答えしたとおりであり、より多くの食材を測定し食の安全確保のため継続して実施してまいります。

第3の原発事故子ども・被災者支援法の対象区域として国へ認定を求める件につきましては、去る1月8日に池邊市長が常任委員を務める茨城県市長会常任委員会にて市長会として要望することが採択され、2月28日に県市長会と同町村会が復興大臣に要望書を提出したところであります。牛久市としても何らかの働きかけが必要であると考えてございます。

市内河川の底泥の放射性物質の調査とその対応につきましては、昨年10月29日にホームページで公表するとともに、回覧で市民の皆様にお知らせしているところであります。底泥の放射性物質の含有量と付近の空間線量率は必ずしも比例せず、1キログラム当たり5,302ベクレルの最高値を計測した柏田川の調査地点の空間線量率は毎時0.120マイクロシーベルトであり、他の調査地点でも毎時0.202マイクロシーベルト以下の状況でございます。次回は4月に実施する予定ですので、付近の空間線量率も同時にお知らせするようにし、空間線量率が平成24年3月に環境省から示された放射性物質ガイドラインに従って毎時1マイクロシーベルト以上となる場所につきましては、表示等を行って注意を喚起してまいります。

放射線量率の測定器の市民貸し出しにつきましては、平成23年10月5日からの累計利用件数は2,632件で、現在は利用件数も減少していることから、貸出期間は1日単位での御希望にも応じているところですが、これらについては広報紙等を通じてお知らせをしております。

東京電力株式会社に対する損害賠償請求の状況についてですが、平成23年度分損害賠償請求額は、廃棄物処理費などを含めて約4,800万円になっております。このうち約630万円は既に東京電力からの支払いを受けているほか、約710万円は復興特別交付金として本年度内に国から補填される見込みでございます。残り約3,400万円のほとんどを占める人件費分が賠償されていない状況でございます。

給食検査費用につきましては、平成23年度分として約23万円を請求いたしますが、平成24年度分以降についても支払いに応じるよう、要求内容を稲敷地区6市町村放射能対策協議会の各市町村で整理しておりますので、整い次第協議会として要求してまいります。

最後に、まきストーブの設置費用と燃料費まきの調達先と放射線につきましては、まきスト

ープの設置費用につきましては、総額約320万円で、内訳といたしましては市役所分庁舎が157万8000円、希望の広場が163万円であります。

まきストーブに係る燃料費についてであります。現在使用しているまきは市民から無償で提供されたもので新たな負担は生じておりません。また、まきの調達先は市内久野町のものでございます。

まきストーブ使用の際の放射線量についてですが、林野庁の指標値である1キロ当たり40ベクレル以下のまきであれば、被曝線量は健康への影響がないとされるレベルとされています。まきや灰、灰の保管場所などの放射線量の計測を行い、安全性を確認しながら使用してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（柳井哲也君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 私からは御質問の2番目、地域防災についての御質問にお答えいたします。

まず初めに、牛久市地域防災計画「震災対策計画編」の改定作業の進捗状況でございますが、この改定に当たりましては、市役所内部にプロジェクト会議を立ち上げ、改定作業を行っております。現在までに同計画中の改定すべき事項の集約をし、新旧対応表を作成いたしましたところでございます。主な改定の内容は、第1に東日本大震災の教訓と問題となる事項の解消であり、市役所を中心とする防災体制の強化、市民への情報伝達の強化、避難所の開設運営、災害時要援護者への対応、地域防災力の向上を大きな柱とし、茨城県地域防災計画の改定内容と整合性をとっているところでございます。これらにつきまして内部会議で報告し、審議いたしているところでございます。その中で追加すべき事項といたしまして、消防団及び自主防災組織をどのように運営していくか、具体的にどのような場面に盛り込んでいくか等がございます。これらを追加いたしまして、今後庁内会議等を経て、牛久市防災会議で御審議、承認を賜り、平成25年度当初には市民の皆様にお示しできるよう取り組んでまいります。

また、原発震災から放出された放射性物質対策でございますが、県は今年度中には茨城県地域防災計画「原子力災害対策計画編」を策定し、示すと伺っております。内容は東海第二原発周辺の重点区域、緊急防護措置区域を現行の半径10キロ圏から30キロ圏に拡大することとされており、9市4町1村が該当いたします。当市は30キロ圏外であり、緊急防護措置区域には入ってございません。また、放射線ホットスポットに対する対策については、国から指針が示された段階で県としてもホットスポット対策を打ち出すとのことでございます。

しかし、現在考えられるホットスポット対策といたしましては、放射線量が高くなった場合の住民等への迅速な情報伝達、緊急時の放射線モニタリング体制の整備、屋内退避・避難等の方法の周知などが挙げられると思われまます。

次に、危機管理室の役割と構成、実績でございますが、主な役割は、危機管理の総合調整及び企画、危機発生時における体制整備、防災計画の見直し、国民保護計画に関することなどでございます。直面する役割といたしましては、災害等緊急時の本部立ち上げに係る意思決定の中心的役割を担います。平成24年度におきましては、地域防災計画の見直しを初め、発災時の職員参集訓練及び避難誘導訓練と災害対策本部立ち上げ訓練などを行ってまいりました。また、福祉避難所の指定及び開設、第1次避難所指定に関する協定等を結ぶ作業を行ってきたところでございます。

危機管理室が交通防災課に吸収されても、業務をそのまま危機管理室で引き継ぐこととなります。今後の危機管理室職員の配置につきましては、ここ1年間の危機管理室が行ってきた実績などを考慮し、決めてまいります。市民の生命・財産を守るため、関係機関及び各部課等との連携をスムーズに行い、危機的状況を回避していくものと考えております。

次に、第1次避難所、第2次避難所の運営マニュアル、備品についてでございますが、第1次避難所は各行政区の集会所などを避難所として指定しております。マニュアルにつきましては、牛久市防災会、自主防災組織の会議などで避難所開設運営マニュアル作成に当たっての説明等を行ったことがございます。

第2次避難所マニュアルについてですが、牛久市地域防災計画「震災対策計画編」で開設担当は示されておりますが、どのような手順でどのようにするか、どこの団体と協力するかなど、細かな決まりが定められておりませんので、同計画と別に避難所開設運営マニュアルを作成してまいりたいと考えてございます。

最後に、市の主な備品についてでございますが、毛布や簡易トイレ、ランタン等の資機材や消耗品とおかゆや水、粉ミルク等の食料品を牛久小学校及び牛久市南中学校の余裕教室並びに市の防災倉庫に備蓄してあり、消耗の程度や消費期限等、定期的に管理確認をしているところでございます。以上でございます。

○議長（柳井哲也君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 続きまして、高齢者福祉事業についてお答えいたします。

緊急通報システムにつきましては、稲敷地方広域消防本部を軸に牛久市で169台の機器を設置しており、消防本部全体の17%を占めており、救急搬送に至ったケースは23年度で42件となっております。市内の普及率は65歳以上の高齢者で見ますと1%に満たないという状況でございますが、申請の段階で病歴や生活状況などの調査を行い、可否を決定しておりますので、必要な方へは行き届いているものと認識しております。今後のあり方につきましては、牛久市だけでなく稲敷地方広域市町村圏事務組合の加入市町村とも情報交換を行い、他のシステムによるサービスも含めまして、よりよいサービスを検討してまいります。ちなみに設置費

につきましては1機6万1,000円ほどかかるようでございます。

次に、介護慰労金につきましては、要介護認定者に対しましてサービスを利用せず在宅で介護している家族に慰労の意を込めて支給するものでありますので、今後も継続してまいります。

また、シルバー人材センターの行政からの受注につきましては、議員が御指摘の高齢者福祉計画策定時につきましては、年度途中での集計であったということで、前年度を下回っておりますが、実際は平成23年度につきましても、また現在も前年度より受注件数・額とも上回っている状況でございます。

最後に、食の自立支援の状況でございますが、23年度は震災の影響で、一時的に民間のデリバリーサービスへ移行した方もございましたが、現在は食数も月約1,500食と順調に運営できている状況であり、今後も利用者の自立を支援してまいりたいと考えております。

続きまして、御質問4番の非婚の母子家庭についてお答えいたします。

本年1月1日現在、ひとり親家庭のうち経済的支援が必要な児童扶養手当の受給対象世帯は592世帯あり、父子家庭と養育者を除いた母子家庭の数は530世帯でございます。そのうち未婚の母子家庭は45世帯あり、そのうち低所得による全額支給世帯が29世帯、一部支給世帯が16世帯となっております。

公立保育園において未婚の母子家庭につきましては、本年2月1日現在、園児9名、8世帯が通っております。

保育料の算定につきましては、牛久市保育園保育料徴収規則に基づき児童の世帯の所得税や市県民税の額をもとに決定しております。保育園の運営につきましては、国・県より保育所運営費負担金の交付要綱に基づき交付されており、徴収規則もこの要綱を受けて規定されております。

今後、さらに調査を行い実態を把握してまいりたいというふうに考えております。

○議長（柳井哲也君） 11番杉森弘之君に申し上げます。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時15分といたします。

午後0時02分休憩

午後1時15分開議

○議長（柳井哲也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

11番杉森弘之君の質問を継続いたします。

○11番（杉森弘之君） 何点か再質問させていただきます。

まきストーブについてですけれども、燃焼灰の放射線量は測定されているのかどうか。もし

されているとしたらその測定値は幾つと出ているのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、震災対策計画編に関してですが、答弁の中にありましたように、30キロ圏まで含めるようになったということがあります。一方で東海村と東海第二原発から20キロ圏内の5市、日立市、ひたちなか市、那珂市、常陸太田市、水戸市の首長でつくる原子力所在地域首長・市長懇談会は、本年2月12日に東海村で会合を開いて、原子力安全協定の見直しをめぐって協議をしたとあります。これは6市村を所在地域と位置づけて、立地自治体としての権限を持たせることなどを求める見直し案を原電に提出することで合意をしたというふうに報道されています。牛久市として考えた場合に、ここから福島第一原発まで約180キロですか、距離があるわけです。それにもかかわらずこれだけの今回の事故で放射線の被害を受けたわけで、わずか70キロほどの東海第二原発の事故、これに無関係でおられるわけがないということは明らかかなわけです。場合によっては住めなくなる事態ということも想定しなければならないかもわかりません。30キロでは不十分ではないのか。あるいは、牛久市も含めて所在地域に準ずる権限を持たせるよう主張すべきかというふうにも考えますけれども、市の執行部の見解をお尋ねします。

それから、第1次避難所、第2次避難所の運営マニュアルのことについて、先ほど第2次はこれから整備していきたいということで御答弁いただきましたけれども、第1次避難所の運営マニュアルについては定式化したものが、あるいはそのものを持っている自治会がどの程度あるのかお知らせいただきたいというふうに思います。

それから、最後ですが、シルバー人材センターの問題についてであります。就業率が下がって78.3%というのがあるわけですが、これは延べの数値というふうに思います。実際に会員の中で待機者、例えば年間を通じて一度も就業していないという人の割合はどの程度あるのか。また、行政関係が受注件数の中の1割以下という今の現状というものを、どのように市としては評価しているのか。その点について御答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（柳井哲也君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） それでは、杉森議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

まず、地域防災計画に関する御質問の中で、東海村等、水戸を含めた立地自治体と同様の立場に立った牛久市の主張を続けていってはどういう御指摘でございますが、これにつきましては国・県の指針等も受けながら、今後検討してまいりたいと考えてございます。

また、第1次避難所についての正式化したマニュアルについてでございますが、現段階で正式化した行政区が幾つあるかの把握、ちょっと現在のところしてございませんが、答弁の中で申し上げました第1次避難所におけるマニュアルを含めての説明会を、これは福島の避難所マニュアルというのを参考にさせていただいて、安全・安心コミュニティーを通じながら、地域

の方々に説明をさせていただいた経緯がございます。こういったものを含めながら今後第1次、第2次などのマニュアルについての策定を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（柳井哲也君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、シルバー人材センターの関係でお答え申し上げます。

お問い合わせの就業の関係の率につきまして、ちょっと手元に資料ございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思いますが、あと、公共と民間の比率でございまして、件数ですとそういうような形になりますが、例えば1月度ですね、これ受注金額でございましてけれども、1月の24年度の公共の受注金額300万ほどでございます。それと、これ月例報告の中で来ているものを申し上げますと、24年の民間、同じ月で800万ということで、行政のほうは件数は少のうございまして、金額は民間の1件の当たりに比べると、とても多い数字になっておりますので、そういう意味では件数は少のうございまして、金額的には民間のほうの受注も昨年同様に、民間、それから公共ともに同様な受注の数字になってございます。以上でございます。

○議長（柳井哲也君） 市民総務部長滝本昌司君。

○市民総務部長（滝本昌司君） 私のほうからはまきストーブの灰の放射線量ということでございますけれども、1,011ベクレル、1キログラム当たり1,011ベクレルという結果が出ております。

○議長（柳井哲也君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 杉森議員の再質問の中で、ちょっと2つの点だけお答えしておきますが、1つは、福島原発での事故での対応で、30キロ圏の市町村が協議を行って、共同して対応すると言いますか、その指定を受けることについてということでございますけれども、基本的に今回の事故の放射能の波及した分布状況というのを見ますと、30キロとか50キロとか100キロというのは全然もう、原子力発電所の事故の場合に限れば、少なくともいわゆる当事者になる市町村だろうと思っております。今回神奈川県まで放射能が飛んでいるところを見ますと、100キロ200キロというよりも、300キロ近いところまでは最低影響区域に入れて対応するということを考えていないと、現実的には机上の空論をしてるんじゃないかと。ましてや、いわゆる事故にあったときの放射能の分布の予測のスピードとかという予測システムですね、それ等についてもはっきり出てるわけですから、半径300キロぐらいを見ないと非常に私ども自治体を預かる者として納得できないというのが今回の福島事故での実感だろうというふうに思っております。

それと、シルバー人材センターの問題につきましては、これはもう私が市長に就任して10

年前からの問題で、過去の経緯から若干御説明申し上げますが、牛久市の市長就任時からのいろいろ業務改善をしていく中で、市役所の職員が直接できるのにわざわざシルバー人材センターに委託していたというものがいっぱいありました。ですから、一つ一つ委任して、委託している業務について、今いる市の職員でできることをあえてシルバー人材センターに委託していたというものが相当ありました。これを一度何年かかけて排除いたしました。そして適正な業務にしてから、それから、その間にシルバー人材センターの宮本局長には市役所に依存する形で、市役所の職員ができるものを委託して、市役所の職員がいなくなればいいんですけども、いるんです、そのまま。ですから、二重の費用を払っていたという過去がございます。これはシルバー人材センターが悪いわけではありません。そのほかに市役所の内部においても、市役所の職員ができる植栽関係でも業者に高い値段で委託してた。それが1億5,000万円を超えておりました、年間で。そういうものの整理を私が市長になってから何年間ですてまいりまして、その中でシルバー人材センターについては、シルバー人材センターはその当時は全部市役所の委託受けるのが中心で営業をしておりますませんでした、大した営業を。それで、市の仕事を、一時的になくなるけれども、シルバー人材センターの事務局として役員の人たちと相談して民間の業務委託の営業をすることだということで厳命いたしました。非常に厳しい、それまで経験していないいわゆるお役所日の丸の体制をしたわけですから、非常に厳しい状況があったとは思いますが、よくあの3人は頑張りまして、あとシルバー人材センターの理事の皆さんも意識が変わりました。自分たちで勧誘をしてくるんだということで、一時的に牛久市の業務委託が激減した中で営業を拡大して、それを補うところじゃなく、逆に大きく伸ばしました。その中で最近雇用拡大促進の、一時的な国の助成等やらそういうものも含めたものも含めて、シルバー人材センターに必要な業務については委託をすてまいりまして、1度減らしましたがけれども、それが着実に必要ところはまた再度委託するものは委託するというのでやってきた経緯があるというはぜひとも御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（柳井哲也君） 12番須藤京子君。

〔12番須藤京子君登壇〕

○12番（須藤京子君） 皆様こんにちは。市民クラブの須藤京子でございます。

通告に従いまして4項目にわたって一般質問を行います。

まず、初めは、平成25年度予算についてであります。

私は予算委員でもありますので、予算の詳細は委員会の質疑で行いたいと思います。ここでは、予算の編成方針や今後の財政見通し、行財政改革について質問してまいります。

では、平成25年度予算の編成方針について。

平成25年度予算については当初予算編成に当たっての編成方針、また予算要求指針が昨年の10月1日付で示され、牛久市のホームページにも公表されています。その内容は、平成24年度予算の編成方針と同様のものでありました。これらの方針や指針は、予算編成の骨格とも言うべきもので、事業の継続性を鑑みれば、24年度と全く同様でも当然であるとも言えます。しかし、その後政権が変わり、デフレ経済からの脱却を目指し、公共事業の拡大など緊急経済対策が打ち出されています。その目玉としては、公共事業の拡大、つまりコンクリートの復活が挙げられます。こうした国の方針に対して牛久市は今議会に大型補正予算を組んで積極的に活用していくとあります。しかし、国の補助金があるからといって、人を切ってコンクリートを拡大するようなことはあってはなりません。

そこで、当初の予算編成に当たって次の7点について質問を行います。

25年度予算の特色とは何か。無理、むら、無駄を排除した自律的予算編成となっているか。經常収支比率の改善を目的とした臨時財政対策債発行は、投資的経費に係る市債発行の現状を見えにくくしているのではないか。

建設事業債の発行との関係をどうとっていくのか。

個々ばらばらな事業展開でなく、重点化や戦略的取り組みによって特徴あるまちづくりを行っていると言えるか。

国の緊急経済対策を活用した事業は、恣意的発想を排除し、まちづくりの基本である総合計画にのっとり、費用対効果を十分に考慮したものとなっているか。

公共施設の安全点検、修繕補修を徹底し、長寿命化を図り、経費の節減に努める対策は十分か。

地域コミュニティの再生事業のハード、ソフト両面の支援で今後どのようなまちづくりを目指すのか。事業の見直し、行政評価はどこまで進められているか。

以上の点を踏まえ、答弁をお願いいたします。

次に、今後の財政見通しと行財政改革についてであります。

地方自治体の財政状況は、長引く日本経済の低迷、破綻寸前の国家財政、少子超高齢社会の進展でますます厳しさを増していることは皆様御承知のとおりです。牛久市の歳入の根幹は市税ですが、その中でも大きなウエートを占める個人市民税が24年度との比較で2億8,760万6,000円、5.3%の減収となっています。こうした中で経済活性化のための公共事業の拡大がうたわれ、地方は補助金頼みの建設事業に着手していく状況が作り出されています。しかし、その陰で市債発行が余儀なくされています。大型建設事業の償還が終わり、大きく減っていくはずの市債発行高は相変わらずの発行高で推移していく状況にあります。もちろん行政の行うまちづくりにはこうした側面が出てくるのは当然のことと言えますし、財政計画

もできていることでしょう。しかし、市街地の活性化のための箱物づくりが経済の活性化につながるという発想からそろそろ脱却していかなければならないと考えますがいかがでしょうか。

また、行財政改革の一環で人件費の抑制に重点が置かれていますが、職員の大量退職の後の不補充により、職員の非常勤化が進み、長期的な人材育成登用に重大な影響を及ぼしかねない現状を生み出しています。市役所の行っている業務は法令や条例に従って行われています。法令や条例をどう解釈するかで市民生活は大きく変わってきます。事業に熟知しない非常勤職員にその判断ができるのでしょうか。こうしたやり方を牛久市は今後も続けていくのでしょうか。

そこで、今後の財政見通しと行財政改革について2点の質問をいたします。

今後の財政見通しと投資的事業の今後をどう捉えているのか。

行財政改革の進め方と人材確保はどうなっているのか。

以上の点についての御答弁をお願いいたします。

次は、行政区・区長制度について。

区長設置規則改正の背景には何があったのか。民意をどう尊重すべきかという観点から質問を行います。

この問題については、午前中に同僚議員の質問が行われており、一部重複いたしますが、通告に従って質問をさせていただきます。

昨年3月30日に区長設置規則が改正されました。改正前は区長の任期は第4条に「区長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない」という条文でした。改正はこの第4条に2項を追加したもので「前項但し書きの規定により、再任する場合は通算して20年を超えることができない」という条文がつけ加えられました。しかし、昨年は経過措置が取られました。それは、「この規則の施行の日前に区長の職にあるもので、任期が通算して20年を超えるものについては、24年度に限り再任することができる」というものでした。そのため、規則は改正されたものの、地域住民から推薦された区長は、この項目に抵触する区長であっても、そのまま委嘱されたのでした。

実は、私の住む地域もこの改正による影響を受ける行政区の1つであります。昨年もこの問題が地域ではさまざまな波紋を投げかけました。多くの地域住民は現区長に長年区長職をお願いしている立場から、地域の実情を全く考慮しないで一方的に年数で区切り再任しないという市の対応に怒りを覚えるというものでした。私のところにもこういう趣旨の苦情が寄せられておりました。そして、ことしはいよいよ経過措置が外れ、規則が適用されることになっております。再び地域住民からおかしいではないかとの御意見が寄せられました。当該地域では総会によって区長が決定され、任期は2年となっています。今期の期限は25年度までです。そのため25年度総会には役員改選は行われません。御意見の趣旨はこのような状況においても地

地域の事情は考慮されないのか。そもそも区長はその行政区の区民によって選ばれているのであるから、それを尊重するのが民主主義ではないのかというものです。現在の牛久区長設置規則では、第1条に市と市民との緊密なる連絡及び市政の円滑な運営を図るため、61の行政区に区長を置くと、その目的が掲げられています。しかし、行政区とは何かという定義もなく、地域の区割りも地図上に明確にされているわけでもなく、61の行政区に区長を置くと規定されているにすぎません。そこにはこの地域に住む住民の過去の歴史や人とのつながりにおいて明確な地域指定ができない現状や、行政区の歴史的背景があるのであります。そして、行政区、自治体の役員もまた同様の経過を経たものでもあるのであります。これまで市は、行政区に対してはそうした民意を尊重する立場でかかわってきたはずですが、それが突然任期に制限を加えたのであります。それには一体どのような背景があったのでしょうか。まずその点を確認したいと思います。そして、この規則に抵触する区長に対して、市はどのように対処するのかということであります。住民の総意として決定された総会での決議をどう捉えるのか、地域住民の意思は尊重されなければならないと考えますが、市としての見解をお伺いいたします。

次に、3番目の審議会等の公開について質問を行います。

池邊市長は5つの日本一を政策に掲げておられます。その中の1つに情報共有日本一があります。市長は「市と市民が情報を共有することはまちづくりをする上で必要不可欠なことです」と、その重要性を唱えておられます。現在牛久市は、広報紙を初めとしてインターネットのホームページ、かつぱメール、ラジオ番組など、さまざまな手段を通じて情報を伝達、提供を行っています。しかし、これらは全て決定された情報です。政策決定過程はなかなか見えてこないものであります。私はかつて一般質問で予算編成過程をもう少し見える化することで市民にも関心が湧くのではないかと、予算編成過程の公表を提案したことがあります。市民の暮らしと直結する予算の編成過程を明らかにすることは、市が具体的に何を選択したのか、その方針を明確に伝えることになり、より公正公平で開かれた市政運営に資することにつながると思うからであります。

さて、審議会等の公開の意義と開催告知に関してであります。

市が設置している審議会や委員会などは、市や市民生活に係る重要な事項について市民や学識経験者の方々に審議していただくもので、政策決定にも重要な意味を持つものであります。現在牛久市には附属機関として49の審議会等が設置されています。この中には会議が行われていないものもありますが、行政改革推進委員会や国民健康保険運営協議会、男女共同参画推進協議会、環境審議会など多方面にわたる審議会が設けられています。この審議会等の会議は個人情報が含まれるものを除き、原則公開となっています。それは市政への市民の参加を一層推進し、市民の皆様の理解を深めていただくためであります。

しかし、残念ながらほとんどの会議で傍聴者はいません。それは市民が関心を持っていないというより、情報が市民に伝わっていないことに起因しているのではないのでしょうか。かつては広報紙に掲載されていたものも、今やほとんどホームページでの情報提供だけです。さらに、リニューアル以前のホームページには行事、会議カレンダーがトップページに掲出され、そこをクリックするとその月に予定している審議会等の開催の情報がありました。現在はホームページのトップページの中で「行政」をクリックし、次に「情報公開・個人情報保護」の項目の中から「審議会」をクリックし、そして次に「審議会等を公開しています」または「審議会の開催告知」をクリックしてやっと審議会の開催が確認できる状況に置かれています。しかも、例えば3月の会議開催予定では掲載されているのに、実際の日時や場所を伝える審議会等の開催告知には掲載されていないという情報のばらつきも見られます。また、各課のホームページからも検索できるとしていながら、現在のホームページではそれができないのが現状です。そのため、会議を開催していない審議会等のことは全くわからない状況になっています。さらに、つい先日まで委員の名前も公表されていない状況でもありました。こうした状況は情報公開担当課の責任というより、審議会等を所管する各課の姿勢にほかならないものであります。これを放置していてよいのでしょうか。市としては審議会等の公開の意義をどう認識しているのか。開催告知等も含め改善していかなければならないと考えますがどうでしょうか、お尋ねをいたします。

続いて、公表されている議事概要と審議内容の公表のあり方に関して質問いたします。

審議会等の開催告知とともに重要なのが、会議がどのように行われたのかを知らせる議事概要の問題であります。会議終了後に公表されている議事概要の内容は、会議次第と結果が承認などと公表されているだけで、審議の過程が全く見えてきません。議論があったのか、全く出なかったのか、それさえわかりません。議事概要でこれまでの審議の内容が見てとれるのは、男女共同参画審議会です。男女共同参画基本計画の策定過程において市民の皆様を初めとする委員の方々の御意見にどのようなものがあったのか、こうした審議の過程が公開され、情報が共有されることで、計画への理解や信頼につながるのではないのでしょうか。ちなみにこの審議会はほかに比べて傍聴者も多く、市民の関心を高めているのがわかります。

国において開催されている審議会等は会議に使用されている資料を初めとし、会議での発言も要旨ではなく、その発言のまま忠実に公表され、インターネットで見ることができます。本来はこうあるべきではないのでしょうか。予算に限りがある地方都市にあっては、ここまでの情報公開は難しいとは思いますが、しかし、情報共有日本一を掲げる牛久市としては、これに近づけなければならないと思います。

そこで、会議の内容をどう公開していくのか、市の考えをお尋ねをいたします。

それでは、最後に、社会参加・市民活動におけるポイント制度の導入について。

新たな人を呼び込むポイント制度の導入、地元商店等との連携で地域通貨としての活用、という2点の観点から質問をいたします。

近年、社会参加や市民活動、ボランティア活動におけるインセンティブとしてポイント制度の導入が各地で進められていることは皆様御承知のとおりだと思います。市民クラブでは、神奈川県逗子市の社会参加市民活動ポイント制度について行政視察を行ってまいりました。市民活動ポイント制度とは、ポイント交付対象活動の参加者やボランティアスタッフに1枚100円相当のポイント券を発行するシステムであります。逗子市ではこのポイントの名称が「Zen」と命名されております。これは一日一善の「善」であり、逗子のお金、「逗子の円」という意味が込められているとのことでした。

ここ数年、団塊世代の方々が定年を迎え、地域における個人の生き方を模索していると言われています。ボランティア活動への関心も高くなっていますが、一方で何から始めたらいいのかわからないという方々が多いのも事実であります。そこで、こうした方々が一歩を踏み出すきっかけとして、市民活動への参加意欲を高めるポイント制度の導入が図られました。逗子市では、平成21年のテスト運用を経て、22年10月から本格運用されています。Zenの交付対象活動には、市が行うものと市民団体が主催する活動の2種類があります。市が行うものには地域住民を中心に取り組んでいる公園や河川の日常維持管理活動、防災訓練、小中学校での読み聞かせボランティア、登下校の見守り活動などが挙げられます。また、ヘルスアップセミナーや健康づくり教室などのスポーツ、健康チャレンジ事業などにも活用されています。

一方、市民団体が主催する事業は、広報などで募集し、有識者や公募の市民委員から構成される社会参加市民活動ポイント審査委員会で審査されています。その活動内容は海岸の清掃や高齢者サロンの運営ボランティア、自治会の地域パトロールや清掃活動、災害や環境問題に関する市民団体のイベントなどさまざまです。市の担当課や市民団体は、交付されたZenをイベントなどを行った際の参加者やスタッフに配付しています。平成22年度は市と市民団体合わせて約9,000枚のZenが配付され、24年度は約2万枚の配付を予定しているとのことでした。こうした取り組みの結果、「いつも決まった人しか参加しない清掃活動だったが、参加者がふえた」などの声が聞かれるようになったと言います。

また、Zenをきっかけに市民活動やボランティア活動に興味を持った人を次につなぐため、市民交流センターに気軽に相談できる市民協働コーディネーターを配置し、また、社会福祉協議会のボランティアセンターも同じく併設し、コーディネートや相談機能を強化しているとのことでした。

牛久市でも逗子市と同じような団塊世代の退職期を迎え、こうした方々の地域デビューが課

題となっています。そこで、地域活動や市民活動の活性化に向け、こうしたポイント制度を導入し、ボランティア日本一に向け取り組んでいくべきではないかと考えますが、市の見解をお聞かせください。

次に、地域通貨として活用していくための地元商店等との連携についてであります。

このZ e nの特徴は、5枚ためると500円分の商品券として使える「返りしおかぜ地域貢献カード」と交換できる仕組みになっていることです。しおかぜ地域貢献カードは、市内の飲食店や衣料品店、生活用品や電気店、クリーニング店など、しおかぜカード加盟店で使うことができます。配付されたZ e nの使い道は、このしおかぜカードへの交換が多く、次いで市民交流センターでの会議室や印刷機の利用料としても使われていると言います。今後はより多くの場所でZ e nが使えるようにしていく工夫が必要であるとのことでした。

牛久市では地元商店などの振興という点、ハートフルクーポンの発行が第一に挙げられます。しかし、ハートフルクーポン券はその発行額の高さに加え、さらに市民以外の人利用も可能である体制から、発行や運用に当たっては慎重にすべきではないかの声も聞かれ始めています。Z e nのような使い方は、地域住民の活動に対する支援である点から、市と市民、市民団体、地元商店などが有機的につながりを持ち、支え合うことでさらなるつながりが生まれ、地域の課題や新しいニーズに的確に対応できる可能性が見出せるものと言えます。

逗子市では、逗子市商工会が中心となってZ e nを東日本大震災の被災地へ義援金として集めたり、Z e nを商品券に交換し、市内商店で支援物資を購入して被災地へ送ったりした団体もあったそうであり、このように、地元商店等との連携で地域通貨としても活用できるポイントシステムを構築することは大変有意義であると考えます。市の見解をお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（柳井哲也君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 須藤議員の平成25年度予算についての御質問にお答えいたします。

平成25年度予算の特色につきましては、国の大型補正に伴い、平成25年度当初予算に計上を予定していた事業、また、平成26年度に先送りした事業から、投資的経費を可能な限り前倒ししたことにより、平成25年度当初予算におきましては投資的事業が減少しております。さらに、万が一、今回の大型補正の対象とならなかった事業につきましては、第2回定例会に再度上程する予定であることなど、通常と大きく変わった予算編成となっております。

また、無理、むら、無駄を排除した自律的予算編成となっているかにつきましては、改めて申し上げるまでもなく、無理、むら、無駄の排除は牛久市がこれまで行ってきた行財政改革の目的そのものであり、人件費、扶助費、繰出金が増加する中で、市債残高の減少を最重要課題

としながら、国・県の補助を可能な限り活用し、基金の残高等にも注視した、自律的予算編成となっているものと考えております。

臨時財政対策債と建設事業債とのバランスをどうとっていくのかの御質問につきましては、まず、臨財債は一般的には国から交付されるべき普通交付税の一部肩がわりとして地方自治体が発行している市債であります。

しかし、牛久市では早くから臨時財政対策債も借金であるという認識に立ち、市債残高の総額抑制を行ってきております。しかし、臨時財政対策債の発行を抑制した結果、経常収支比率が悪くなるという数字のマジックを回避するため、建設事業債と臨時財政対策債の発行額の振りかえを行っているものであり、意図的に見にくくしているわけではございません。今後も引き続き、発行額の振りかえを行いながら、適正な市債管理に努めてまいります。

次に、重点化や戦略的取り組みによって特徴あるまちづくりを行っているのかの質問につきましては、平成24年度補正予算、また平成25年度当初予算に盛り込んだ事業が、安心安全日本一、また子育て日本一など5つの日本一に向けた取り組み、あるいはバイオマスタウン構想、ワインビレッジ構想、グリーンロード構想など魅力あるまちづくりの指針となる構想に沿った事業と認識しております。一例を挙げますと、民間保育園建設・運営支援は子育て施策として、牛久駅東口ロータリーの改修はワインビレッジ構想の推進として、それぞれの事業を重点的、戦略的に推し進めることで人々が集まり、牛久市の魅力はさらに高まっていくものと考えております。

国の緊急経済対策を活用した事業は恣意的発想を排除し、費用対効果を十分に考慮したものとなっているかとの質問につきましては、今回の国の緊急経済対策により、前倒し事業として大型補正に盛り込もうとしている事業は、魅力あるまちづくりのための投資的事業、市道や下水道などのインフラの整備、教育環境の整備など、いずれも計画に組み込まれた事業であり、恣意的発想からの事業の選択は行っておりません。

公共施設の安全点検・修繕補修を徹底し、長寿命化を図り、経費の節減に努める対策は十分かとの御質問につきましては、まさに今回の前倒し事業にもありますように、橋梁の長寿命化計画策定、各施設の維持補修、市道の改良舗装など、計画性を持って着実に施設の長寿命化を図っていくこととしており、早目の対策が老朽化による事態の悪化を防ぎ、ひいては将来にわたる経費の節減につながっていくものと認識しております。

地域コミュニティ再生事業のハード・ソフト両面の支援でどのようなまちづくりを目指すのかにつきましては、牛久市では市政運営のあり方を8つの小学校区を中心に据えたまちづくりへとかじを切ったところでもあります。このことは、少子超高齢化が進む中で、それぞれの地域の実情に沿ったきめ細やかなサービスが必要となる中で、グリーンロード構想に基づいた小

学校区ごとの生活圏の形成による地域コミュニティの活性化と再生がますます必要になると認識しており、今後も地域の方々と意見を交わしながら、地域の形成に取り組んでまいります。

次に、どのような観点で事業の見直し、取捨選択をしているかにつきましては、市民からの意見、要望、あるいは小学校区意見交換会、行政区懇談会など、さまざまな機会を通して寄せられる地域の課題や要望を踏まえ、費用対効果、事業の継続性などを考慮しながら、市民目線での事業の見直し、取捨選択を行っており、このキャッチボールの繰り返しが真の行政評価につながっていくと考えております。

次に、財政見通しと投資的事業の今後につきましては、御承知のとおり、税収は10年後の平成34年度には約103億6,000万円にまで減少すると見込んでおり、平成23年度決算比で約13億円の減収を予測しております。今後、税収の落ち込みが加速する中で、将来世代に過大な負担を残さない財政運営を基本に、市債残高の着実な減少を図ってまいります。その上で、増加する扶助費の財源をいかにして生み出し、魅力あるまちづくりとしての事業にどれだけ資金を回せるかが重要となり、厳しい財政状況を踏まえ、身の丈に合った予算内での堅実な執行が求められていると考えております。

最後に、行財政改革の進め方と人材の確保につきましては、これまで取り組んできた行財政改革を引き続き推進し、時代の変化を的確に捉えた市政運営を目指してまいります。人材の確保につきましては、多様化する行政需要に応え、質の高い行政サービスの展開に、専門知識を持った経験豊富な人材は即戦力として欠くことができず、今後とも一般職非常勤職員の採用とあわせ、計画的に優秀な人材の確保に努めてまいります。

他の質問につきましては担当より答弁させます。

○議長（柳井哲也君） 市民総務部長滝本昌司君。

○市民総務部長（滝本昌司君） 私のほうからは、御質問2点につきまして答弁させていただきます。

まず、1点目でございますけれども、行政区・区長制度に対する御質問につきましては、沼田議員にお答えしたとおり、行政区長は地元住民の代表という役割と同時に市の委嘱する非常勤特別職という役割もあわせ持つもので、同じ方が長期間公職を続けていくことは、他の職においても存在する任期制度自体の意味、また、常識的な市民の目から見ても余り好ましくないという声もございます。

そこで、このたび行政区長の任期の最大を20年と区切らせていただきました。この決定に当たっては、該当する任期20年を超える3名の区長も出席した区長会の役員会で御協議をいただき、決定をいただきました。これは、行政区運営に対する市の介入ということではなく、市民目線から見た常識的な判断であるとも認識しております。

また、経過措置として1年間の期間を置き、スムーズに移行できるように直接区長さんと話をしてくるなど、市としても配慮いたしましたので支障はないと考えております。

続きまして、御質問の審議会等の公開についてお答えします。

御承知のように、審議会は市からの諮問に応じ、重要な政策について専門家や市民をメンバーとする委員が調査審議し、その結果を市に対し助言や答申を行う附属機関でございます。これら、審議会等の会議につきましては、「市政に対する市民の参画を促し、開かれた市政を実現すること」を目的といたしまして、「牛久市審議会等の会議の公開に関する指針」を策定し、原則公開しており、会議の傍聴が可能でございます。詳細な審議内容につきましては、傍聴及び配布資料等で把握が可能でございます。また、広く市民の皆様にご覧いただくために、会議の開催告知と議事概要についてホームページと情報公開統合窓口で紙ベースのものを公表しております。

市といたしましては、可能な限り詳しい議事内容をお知らせすべきものと認識しており、全庁的に議事概要の記述レベルの一致あるいは向上を図っていかねばならないと課題意識を持ち進めているところでございます。

市ホームページにつきましては、12月にリニューアルし、ホームページ管理システムを導入しており、情報のまとめ方を以前の「課別」ページから、新たに「情報分類・カテゴリー別」ページに移行しております。審議会情報へのアクセスは、トップページの「行政」をクリックして「情報公開・個人情報保護」からごらんいただくこととなります。

今後は、審議会に関する公表情報の提供方法を整理し、掲載内容の充実に努めてまいりますので御理解をお願いいたします。

○議長（柳井哲也君） 保健福祉部次長中島卓也君。

○保健福祉部次長（中島卓也君） 須藤議員の質問4番の①新たな人を呼び込むポイント制の導入についてお答えいたします。

牛久市では、牛久市社会福祉協議会が牛久市ボランティア・市民活動センターを運営し、ボランティア・市民活動の支援や普及を行っております。

本年2月1日現在、センターには220団体、個人299名、全体で6,179名のボランティア登録があります。分野別に見ると、福祉関係が80団体1,542名、子育て関係が33団体1,051名、環境関係が11団体670名、趣味芸能関係が33団体748名、その他61団体1,869名と多くのボランティアの方が活発に活動しております。

平成23年度末の登録状況は、212団体5,607名、個人258名、計5,865名であり、近年、団塊世代の方が定年を迎え、着実にボランティア参加者が伸びている状況です。

牛久市ボランティア・市民活動センターでは、ボランティアの育成支援として入門講座を5

講座、専門講座3講座を開催し、その後受講者へのフォローアップ支援も実施しております。また、このセンターは年末年始及び祝日以外の9時から20時まで開設しており、年間1万人を超える利用者を数えております。また、専属のコーディネーターが活動紹介や相談などに当たること、平成23年度の相談実績としては487件に対応したところです。

牛久市社会福祉協議会では、住民主体による新たな地域の活動基盤である地区社協の設置を進めており、各地区社協が地域のボランティアの受け皿となり、地域の実情に応じたボランティア活動の普及を図っております。ボランティアは自分のできる範囲で、負担にならない活動を継続していただくものであり、御指摘のポイント制の導入については現在のところ考えはありません。

○議長（柳井哲也君） 環境経済部長坂本光男君。

○環境経済部長（坂本光男君） 最後に、地元商店等との連携で地域通貨としての活用についての御質問にお答えをいたします。

牛久市におきましても、過去に地域通貨としてポイント制度を利用した生活介護ボランティアを実施しておりましたが、預託時間がふえ続けて、保証し切れない問題が発生したために、平成13年度から清算をし、終了させた経緯がございます。

このような事例も踏まえ、たまったポイントを地域通貨として活用する問題点としては、利用期限をいつまでどのように設定するのか、そのポイントを保証するための財源をどこまで裏づけをするのか、さらに利用金額の限度や半端なポイントが残った場合にはどうするのか、市外へ転出、または死亡時にはどうするのか、そして発行・運営をどのように誰が行うのかなど、運用方法について細部にわたって十分な検討と周到な準備が必要であり、導入に当たっては慎重になるべきであると考えております。

また、社会参加や市民活動の本来の目的が、ポイントである地域通貨の獲得が目的にかわってしまうといった懸念もあり、ポイント制度の導入が本当に活動層の広がり期待が持てる制度であるのか検討を十分に行った後に、ポイントを地域通貨として運用するのかの議論を行うべきと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（柳井哲也君） 12番須藤京子君。

○12番（須藤京子君） それでは、再質問をさせていただきます。

25年度予算については市の基本的な考え方を伺いました。細かいことは予算委員会の中で伺いをしていきたいと思っておりますけれども、1つ、投資的事業について。この投資的事業の中には、今回の大型補正の中にもありますように、これまでの老朽化した施設であるとか、それから橋梁などの構造物、そういうものの長寿命化等も含めて、これまであるものをどう使っていくのか、その点にも安心・安全の面からも取り組んでいくというようなお話がございました。

そういうものと、これから牛久市が新規着工していこうというような箱物事業があるわけですが、私としては新規のものを着工して新たなまちづくりというよりも、今あるものを活用していくという、それから、それが市民の皆さんが現在利用しているだけに、安心・安全であるのかという観点に関してもっと重点的に予算執行していくべきではないかというふうに考えますが、この点に関してお尋ねをいたします。

それから、行政区・区長制度についてであります。午前中の同僚議員の質問にもございまして、そのときも以前のこの行政区にかかわる議員の一般質問が紹介されておりました。私も1つちょっと紹介をしたいと思うんですけども、平成21年の第4回定例会で、自治会と行政区のかかわりについてという質問に対して、池邊市長が御答弁をされております。会議録をちょっと読み上げさせていただきます。「これからの市政は、市が施策の中心的な役割を果たす公助、自治会を中心とした地域住民同士の支え合いである共助、そして市民みずからの努力である自助のバランスの中で運営されていくものであると考えております。行政区制度について、行政区長は地域のコミュニティーのかなめ役として重要な役割を担っております。今後もこの制度を推進してまいりたいと考えております」というようなことを答えられております。今も、この答弁の中にもありましたように、区長というのは市と市民、地域住民をつなぐ地域コミュニティーのかなめであると思っております。先ほどの同僚議員の質問、また、今の答弁でも、区長はそうした住民の代表ではあるが、公職でもあるので、長く在籍することについては疑問視するというような言葉が述べられておりました。しかし、地域住民の最高決定機関である総会で承認された区長を、行政の規則で20年という年数で区切るということには、やはり違和感を覚えます。

区長という立場とは別ですけども、以前、首長、まあ県知事等ですけども、多選自粛条例の制定、策定というものに問題が上がったことがあります。1997年、秋田県の当時の寺田知事が多選禁止条例の検討を始めたということが報道されると、当時総務省ではなく自治省でしたけれども、こういう条例を検討することは憲法上疑義があるというふうにその見解を示して、当時知事は条例案の提出を断念したというような経緯もございます。このように、年数で区切るということは、この県知事とは違いますし、権能も権力も違います。そうした権力を持っている人でも選挙というものによって選ばれるという中では、皆さんの意見の中で長いからだめだということには一概に言えないというふうにここでも示されているわけでありませう。行政区の制度も、この首長とは違いますけれども、地域住民によって選ばれた人でありませう。そのことについて、年数で区切るというのはやはり、反対に言うと住民からは違和感を覚えるのではないかというふうに思います。

それからまた、先ほどの同僚議員への答弁の中で、今後の地域づくり・まちづくりは、地区

社協の活動を推進していく中で解決を図っていくというような発言がありました。実は、この地区社協の枠組みに絡んで、その地域は問題というか、揺れ動いているという微妙な状況に置かれています。現在進められている小学校区単位のまちづくりでは、その地域から牛久第二小学校に通学しているというようなことで、2小学区地区社協の構成員として位置づけられました。しかし、現在この地域の小学生は岡田小学校にも中根小学校にも通っているのです。また、行政の昔からの枠組みでは、スポーツ大会や市民大会を初めとして、地域交流、それからまた民生の分野でも、民生委員の地区割りなども旧岡田村の流れを組んでいるという実情がございます。そうした中で、こうした関係を熟知している、今後のまちづくりの中でどのように進めていくのかということを経史的背景やまた現状を把握しているということについて、区長は重要なキーパーソンと言われております。行政区でも今後どのように図っていくのかということ、やはり区長を中心に考えていこうということで始まっております。また、さらに言えばこうした行政区の問題はこの任期という問題だけではなく、今後においてもさまざまな場面で行政執行部と、また地域との間で意見調整が難しいというようなことが起こるかもしれません。これまでも分区分であるとか、それから集会所をつくるであるとか、そのときに苦勞された区長さんというのは大変多いんじゃないかと思うんですね、そうすると、今後こういうふうになる中では、その問題をどのように解決していくのかという問題とも重ね合ってくると私には思えます。そういうようなことを踏まえ、今後民意を尊重したまちづくりという観点からも、この制度についてを再度検討していく必要があるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、最後に、審議会等についてでありますけれども、審議会等の意義も私も同様に認識をしております。しかし、そういうふうに認識をされている状況の中であれば、もっとこの審議会の重要性をそれぞれの担当課等が認識をされて、広く市民の皆さんにお知らせしていくという姿勢が重要ではないかというふうに思います。最近開かれていない審議会などでは、本当に何が過去に行われて、どういうふうな事が審議されたのかというのが、情報政策課の窓口に行けばその詳細というのがあるのかもしれませんが、市民がそこへ行かなければ情報が入手できない、また先ほども申し上げましたように、その結果が承認というような議事概要だけでは、本当に何があるのかというのがわかってこないと思います。この政策決定過程を見える化するということがいかに大事なのかということは、そこにこそ市民の信頼性を培う大きな要因があるというふうに認識しているからであります。この点を改善するには、情報政策課等の担当課だけでは大変難しいというふうに考え、もっと大きな改善活動のようなものの中で認識を新たにとり進めていくようなものが必要ではないかというふうに思いますが、先ほど何らかのアクションをしていかれるというような御答弁だったと思いますが、再度具体的な取り

組みについてをお尋ねをいたします。以上です。

○議長（柳井哲也君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 須藤議員の再質問のうち投資的事業ということで、公共施設の長寿命化、いわゆる老朽化した施設の整備を優先すべきというようなお話でございましたけれども、私が市長に就任してからずっとやってきていることは、公共施設の長寿命化です、全部。一番初めに入ったのが今の牛久二中の校舎の大規模改修でございます。それから始まって、耐震化と、大規模改造そのものがまだ神谷小と下根中と残っておりますけれども、学校、それから中央生涯学習センター、それから奥野とか三日月橋も含めてですけれども、市の20年以上前に建設された施設の改修、それが建物のメインでございまして、そういう中であってきぼうの広場とかと特殊な事業と言いますか、その全体の学校教育の中で抜けてた施設の整備等が若干入っておりますけれども、建物も、それからいろんなポンプ場等の下水道のですね、ポンプ場の維持管理も含めて、それから下水道、そういうもの、また雨水、これ全部過去にやって手抜きだったりだめになっちゃったものとか、その全部改修です。それをずっと10年間やってきたんです。箱物行政と言われるような御指摘はさらさら受ける気はありません。ただ、この少子超高齢社会というのは大きなうねりでございまして、男女共同参画という言葉にあらわれるように、子育てと、そしてお年寄りに対する介護と、それと同時に地域、地方の各地方自治体においては高齢化ということで、いわゆる働いていた団塊の世代を中心に、地域社会での参加、それを強力に受け皿をつくらなくちゃなりません。さまざまな公共施設をどんどん利用しながら、牛久市の場合にはそういう現役を退かれた方々の活動が、ボランティアセンターの登録件数にもあらわれるように活発でございまして、どんどん、どんどん生涯学習センターを筆頭として、公共施設の利用状況がどんどん、どんどん進んでおりまして、それが今足りなくなってくるような状況になってきているわけでございます。そういう社会の大きな変化というものを踏まえて、生涯学習、また生涯スポーツ、そのような観点からも牛久市のまちづくりにおいては新たな施設というものも若干なり必要となってくるだろうと。ましてや防災ということで、牛久市の場合には水害、雨水、雨に対して非常に隣接の市町村と比べて弱い市でございます。気象庁の雨の洪水やら大雨注意報においても、龍ヶ崎の降ってる雨の3分の2くらいの雨でもう大雨だ、洪水だという注意報やら警報が出るというように、牛久市の場合には雨水に対する、いわゆる治山治水という言葉がありますけれども、治水事業が決定的におくれておりました。そういうものを、それと同時に民間の開発の中でそのインフラである、今は全部公共下水道になりましたけれども、民間の会社が開発した雨水、それから下水、これは手抜きでございました。それと同時に、震災において逆勾配やらさまざまな問題があり、それから今までの急激な人口増の中での開発行為の許認可においても、雨水ないし汚水についての許認可が非常に個別、個

別でされたために、全体地域として見た場合には、その地域全体の雨水処理ができない。そういうような、いわゆるここは一つ一つは合理的なんですけれども、全体の集合化した場合に、そこに整合性が出てこない。いわゆる、何ていったらいいんでしょうかね、集約化の誤謬と言いますかね、そういうような大きな問題がありまして、それを今直したりしてるわけでごいまして、この10年間の事業というのは、全て既存の施設の修繕、維持管理、それに費やされた10年だと言っても過言ではありません。その辺のところを今までの予算書、また決算書を十分に研究してらっしゃる須藤議員のことでしょうから、御認識はしっかりしてるんだと思いますけれども、再度その辺のところを確認をしていただければ、私の言っていることが十分理解できるのではないかというふうに思います。

他の質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長（柳井哲也君） 市民総務部長滝本昌司君。

○市民総務部長（滝本昌司君） 区長制度の再質問でございますけれども、市町村長ですので、多選のお話も出ておりましたけれども、基本的にその多選条例の制定のときに問題になる課題等とは、この区長制度との問題は違々と捉えております。これは、先ほど申しましたように、非常勤特別職ということでございます。それで、その多選禁止条例が出てくるというのは、一方ではその弊害が出てくるということも想定される中で出てきていると考えております。そのような中で尊重ということでございますけれども、行政区の意見、そういったものは当然尊重すべきものと考えております。ただ、その行政区民の方々から行政に対して、先ほど申しました多選についての反対の部分が寄せられてきておるといのも事実でございます。そういったことで尊重ということも一方でありますので、先ほど申しましたとおり区長会の役員会等で協議、決定していただき、さらにその該当となる区長さんに対しましては、何回も訪れて相談に乗っていただいたり、今後どうしたらいいだろうかとかという、あとはその行政区の継続性という問題も問題になりますので、それらについての相談も逐次やってきておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

もう1点、審議会等のほうの政策決定過程の問題かと思えますけれども、これは今までも取り組んできておりますが、議員さんおっしゃるように全庁的なものとして捉えていかなければならないというふうに私どもも考えております。今後とも調査、検討をしまして、実施できるように努力していきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（柳井哲也君） 自席をお願いします。

○12番（須藤京子君） 1つ行政区の問題について確認をさせていただきたいんですけども、今後も当該の行政区とは協議していくというふうに認識をしてよろしいでしょうか。

○議長（柳井哲也君） 市民総務部長。

○市民総務部長（滝本昌司君） 本年度、新たに年がかわってからも区長さんところに訪問して相談に乗っております。それで、いろいろ協議させていただいておりますので、できる限り相談していきたいと思っております。

○議長（柳井哲也君） ここで暫時休憩いたします。再開は午後2時50分といたします。

午後2時37分休憩

午後2時50分開議

○議長（柳井哲也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、1番藤田尚美君。

〔1番藤田尚美君登壇〕

○1番（藤田尚美君） 皆様、こんにちは。本日最後の登壇となりました、公明党の藤田尚美です。

通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、胃がん撲滅に向けてピロリ菌検査の導入についてであります。

毎年、およそ11万人が胃がんを発症し、約5万人の方が亡くなっております。胃がんによる死者数はおよそ40年間横ばいであります。2011年北海道大学特任教授の浅香正博氏は、胃がん撲滅計画を提唱し、日本医師会医学賞を受賞され、ピロリ菌を除菌することにより、胃がん撲滅できることに対して大きな反響がありました。約20年前の1993年国際がん研究機関が胃がんの原因の1つがピロリ菌だと結論を出し、医学界の国際的な常識となっていました。我が国では2011年によく胃がんとピロリ菌の関係を容認いたしました。多くの細菌は強い酸性環境下である胃、十二指腸内で生育することはできないのですが、その例外として感染症を生じるのがヘリコバクターピロリ、いわゆるピロリ菌です。日本人の40代では半数以上がピロリ菌に感染しており、特に50代以上からは7割ぐらいの人でピロリ菌が見つかっております。40代以上の中高年からの感染者が多く若者に少ないのは、戦後衛生環境が整ってきたことが一因と考えられております。

このピロリ菌は胃、十二指腸内に炎症を起こして潰瘍の原因となるだけでなく、かつて日本人に最も多い死因であった胃がんを起こす危険因子であります。ピロリ菌が検出される率を見ると、胃潰瘍で約7割から8割、十二指腸潰瘍では8割から9割も見られます。胃潰瘍の原因は胃酸過多、たばこ、コーヒー、香辛料と言われていましたが、こうした因子は潰瘍病変を悪化させるものであって、原因そのものにはピロリ菌の関与が大きいと考えられるようになりました。つまり、胃潰瘍は感染症であるという考えであります。

このことを裏づけるかのように、抗菌薬などによってピロリ菌を除菌すると、胃・十二指腸潰瘍ともに9割以上で再発することがなくなりました。その除菌治療に用いる複数の薬剤を保険診療の対象に拡大することを厚生労働省が先月2月21日に承認しました。呼気検査なのでピロリ菌感染を調べ、内視鏡で胃炎と確認できれば、除菌治療保険適用とします。除菌は胃酸を抑える薬と抗生物質を組み合わせて行います。患者は1週間程度薬を服用し、除菌できれば再感染のおそれは低い。これまでは胃潰瘍などに進行するまで慢性胃炎の除菌治療は保険対象外でしたが、保険が適用されることで胃がんの予防と患者数の減少が期待されます。日本人のピロリ菌感染者数は3,500万人にも上るとされており、北海道大学浅香特任教授は、多くのピロリ菌感染者が慢性胃炎の段階でも除菌治療を受けられれば将来的に胃がん、胃潰瘍などの予防につながる胃がん撲滅まで視野に入る画期的なことであると言われておりました。

この胃がん対策では公明党の松あきら副代表らが国会審議で取り上げ、また100万人以上の署名活動を展開していき、大きな力となりました。25年度より胃がん検診にリスク検査を導入する運びとなり、評価するものであります。そこで、どのような手法でリスク検査が行われるのでしょうか。また、受診率向上に向けての周知方法をどのように考えられていますでしょうか。自己負担額の設定はどのようになっていますでしょうか、お伺いいたします。

次に、今後の公立幼稚園のあり方として、水曜日一日保育の実施についてお伺いいたします。市内の公立幼稚園は、第一幼稚園と第二幼稚園があります。公立幼稚園は牛久市がまだ牛久町であったころ、町役場庁舎新設と同じ年に開園されました。その当時から2年保育制で園児数が約60人程度、牛久に古くからある幼児機関であります。地元のお祭りに園児が参加するなど、地域とのつながりを大切にしております。以前までは水曜日以外の月、火、木、金曜日はお弁当持参でしたが、今現在、月曜日お弁当持参、火曜、木曜、金曜日は学校給食を食べられるようになり、保護者の方々は大変に喜ばれております。温かいものを食べられて、また年長児においては週3回は小学校に行くということで、小学校の環境に少しずつなれ、それが自信にもつながっていきます。

保育時間も以前より長くなり、水曜日は8時半から12時の午前保育、それ以外の曜日は8時半から2時の1日保育となっております。保護者の方からこの保育時間でたくさんの御要望がございました。一番多かったのは水曜日の午前保育を1日保育にしてほしいとのことです。また、幼稚園選びをしている子育てのお母さんからも、経済的に大変なので、十分な遊びをさせてくれる公立に入れさせたいが、午前保育があるので迷っていますとの御相談を受けております。

公立幼稚園は子供たちが主体で、遊びの中から友人関係を養い、みずからの創造でものをくり上げ、達成感を体験させ、それが自信となって大きく成長できるよう保育を考えておりま

す。職員は常に決めた保育を与えるのではなく、そこに子供たちが向かえるよう、助言者として子供たちの思いを聞き取り、1つのことをつくり上げることには時間がかかりますが、何かに対しても真剣に取り組み、協力することを覚え、思いやりの心が育まれるような保育を目指しております。ベネッセ次世代育成研究所によると、幼児期の子供たちには小学校以降の学びの土台を形成する非常に大切な時期であります。幼児期に大切なこととして生活習慣、文字、数、思考に加え、学びに向かう力が重要となってきました。学びに向かう力とは、自分の気持ちを言う、相手の意見を聞く、物事に挑戦する気持ちを調整するなどの力で生涯にわたる学びの基盤になる力を指します。小学校入学を機に、人に自分の気持ちを伝えたり、相手の意見を聞いたりすることが苦手になる傾向にあり、環境が変化する中でも自分を主張し、自分をコントロールする余裕を持たすには、気持ちの安定と自信を持たせるサポートが必要だと考え、それには集団生活を多く経験することによって身につけていくと思います。

文部科学省によると、1日平均教育時間3歳から5歳児は5.5時間、うち平均昼食時間3歳から5歳児は1時間とあり、この基準から市町村で保育時間を設定していると伺いました。幼稚園に対して4時間から5時間の教育を希望する保護者がふえており、家庭ではできない集団生活を通しての教育を望んでおります。保護者の多様な生き方でさまざまな価値観を持った家庭が存在していることを理解していただき、水曜日の1日保育の実施についての御見解をお伺いいたします。

3点目に、通学路の安全対策についてであります。平成24年4月に京都府亀岡市で発生した登校中の児童等の列に車が突っ込むという事故を初め、児童等が巻き込まれる痛ましい事故が相次いだことは大変残念でなりません。

相次ぐ事故を受け、文部科学省、国土交通省、警察庁では、相互に連携し、通学路の交通安全の確保に関する取り組みを行うこととしました。平成24年5月28日に開催された関係省庁副大臣会議において、1. 国レベルの連携体制の強化、2. 地域レベルの関係機関による連携体制の整備、3. 緊急合同点検の実施を決定しました。緊急合同点検については、公立小学校等を対象として、全国の約9割に当たる2万校の通学路を調査し、道幅が狭い、見通しが悪い危険と思われる場所を7万カ所点検した結果、何らかの対策が必要な場所は昨年8月末で約6万カ所でした。茨城県としては緊急合同点検実施箇所数2,067カ所のうち、対策必要箇所数1,890カ所の報告があり、牛久市においては点検学校は8校、市内小学校全8校を調査されており、点検箇所数は18カ所、そのうち対策必要箇所数18カ所となっております。危険な場所の具体的内容として、交差点に横断歩道がないことや、見通しが悪い交差点に信号機がない、交通量が多いにもかかわらず歩道が狭い上に片側にしかないという状況が挙げられ、そのような危険な箇所を改善するには、歩行者と車両の分離や自動車の速度の低減が考えられ、

歩行者を第一に考えた道路整備や交通規制を行う必要があります。また、生活道路など比較的幅の狭い道路が通学路の場所は、ゾーン対策が効果的だと考えます。文部科学省では、都道府県教育委員会が警察官OBや交通安全の専門家などを市町村教育委員会に派遣する通学路安全対策アドバイザーの制度を25年度から実施することとなっております。そこで、24年度の通学路安全対策はどのように取り組んできたのか。また、牛久市で合同点検の中で対策必要箇所数は18カ所ありますが、今後の対応の計画、25年度における通学路安全対策の事業計画についてお伺いいたします。通学路の安全確保は、道路環境の整備はもちろんのことですが、子供たちへの交通ルールを守ることを協力することは大前提であるものの、自分さえ交通ルールを守っていれば安全というものでもありません。自分がルールを守っていても守らない人によって事故に遭うことがあるということを認識させる必要があると考えます。これは要望でございますが、子供たちへの交通安全教育を強化していただけるようよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（柳井哲也君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 藤田議員のピロリ菌検査についてお答えします。

平成25年4月より、牛久市胃がん個別検診を開始する予定であります。検査内容としましては、協力医療機関において、胃がんバリウム検査・胃がん内視鏡検査による画像検査と、新たに胃がんリスク検査を希望により実施できるようにしました。

リスク検査は、御承知のとおり、胃がんや胃の病気のなりやすさ、いわゆる胃の粘膜の健康度を見る検査として、ピロリ菌の有無とペプシノーゲンの抗体を調べることにより判定いたします。これまで、地元医師会及び筑波大学附属病院の消化器内科の専門医をメンバーにした胃がん検診検討委員会を複数回にわたり開催してまいりました。胃がん検診の実施方法や制度管理、細やかな様式等につきまして検討を重ね、4月から開始に向けて最終調整を図っている段階でございます。

今回の検診についての周知としまして、3月に行政区を通して配布されます「すこやか」・健康管理課ホームページ等による周知のほか、公共施設や協力医療機関に受診勧奨の啓発ポスターを掲示して広く市民へ周知いたします。

また、筑波大学附属病院の消化器内科の専門医による市民健康講座の開催も予定しております。1人でも多くの市民が胃がんの正しい知識を持ち、検診により早期発見・早期治療につながるよう、今後計画的に啓発事業も実施してまいります。ピロリ菌とがん発生の関係につきましては、現在研究段階ではありますが、厚生労働省は2月21日、ピロリ菌を取り除く除菌で健康保険を適用する範囲を慢性胃炎の治療にも拡大することを認めました。

今後も最新の情報を踏まえながら、よりよい牛久市の胃がん検診の受診体制を整えてまいりたいと考えております。

他の質問は担当より答弁させます。

○議長（柳井哲也君） 教育委員会次長坂野一夫君。

○教育委員会次長（坂野一夫君） 藤田議員の2番、今後の公立幼稚園のあり方についての御質問にお答えいたします。

幼児期における教育は、家庭との連携を図りながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために大切なものであり、幼稚園生活を通して生きる力の基礎を育成することを目標としております。

牛久市立幼稚園は、子供が伸び伸びと自分の思いを表現し、いろいろな経験を通してさまざまな力を生活や遊びの中で自然に身につけさせる幼児教育を目指し日々教育活動を行っております。

また、幼保小連携事業に力を入れ、小学校と幼稚園及び保育園の教職員が子供の情緒面の安定を図り、小学校へのスムーズな接続と、よりよい成長ができるよう、園児と小学生の交流の機会を設定したカリキュラムを共同作成しております。

幼稚園教育要綱で1日の教育時間は4時間を基準としておりますが、既に牛久市では水曜日以外は午後2時までの5時間保育を行っております。

近年、保護者の共働きがふえている状況にあることから、保護者のニーズに応えるため、水曜日の時間延長について保護者と幼稚園、教育委員会とで話し合い、第2・第4・第5水曜日の保育時間を平成25年度から午後2時まで時間を延長し、5時間保育を実施いたします。

今後は、昼食などの課題整理を行い、月曜日から金曜日まで全てを午後2時まで保育できるよう進めてまいります。

○議長（柳井哲也君） 市民総務部長滝本昌司君。

○市民総務部長（滝本昌司君） 私のほうからは、通学路の安全対策に関する御質問についてお答えいたします。

まず、平成24年度通学路における緊急合同点検の実施状況についてでございますが、これは昨年春ごろに京都府や千葉県、愛知県で発生しました登校中の児童の列に車が飛び込み、死傷者が出た交通事故をきっかけとして全国一斉に実施したもので、牛久市では市内全小学校から危険箇所を報告していただき、市及び市教育委員会、牛久警察署、茨城県竜ヶ崎工事事務所、各小学校の教員及びPTA役員の方々が、昨年7月、一堂に会してこれらの箇所を点検し、現場で改善策を検討いたしました。

この調査で18カ所の危険箇所が報告され、2月末現在で12カ所、本年度末までにさらに

2カ所、合わせて14カ所が改善されます。主なものといたしましては、岡見町2104番地付近、これは上池台の団地入り口になりますけれども、そのガードレール設置・外側線の書きかえや、ひたち野東4丁目交差点付近、これはauショップ前の交差点であります、のガードパイプ設置であります。残り4カ所のうち2カ所は、県道や信号機にかかるもので、茨城県など他機関の改善事項となっており、もう2カ所は市道1号線及び市道53号線の通学路対策となりますが、市道1号線はひたち野うしく小学校へ向かう部分の歩道整備、市道53号線は向台小学校へ向かう歩道部分の対策となります。市道1号線は歩道を含めた道路改築事業で、平成25年度に整備予定となっております、市道53号線は歩道と車道の境界へのガードパイプ設置の方向で、現在政府で検討されております平成24年度の大規模補正予算の中で事業を申請中であります。

次に、平成24年度小中学校通学路危険箇所調査の結果及び対応状況についてであります、これは毎年5月に行っているもので、市内の全小中学校から危険箇所を報告していただき対策を講ずるものであります。本年度は47カ所の危険箇所が報告され、2月末現在で16カ所が改善され、本年度末までにさらに2カ所、合わせて18カ所が改善されます。主なものは牛久町正源寺前の路面標示や、ひたち野西2丁目6号国道交差点付近のガードパイプ設置あります。残りの箇所につきましては、通学路見直しなどソフト面の対応をお願いする場所、これは1カ所となります、茨城県や茨城県警などの関係機関との調整が必要な場所、これが11カ所ございます。用地買収や大規模な工事を要する場所、これは15カ所ございます、がありまして、来年度も引き続き対策を進めてまいります。これらの他に信号機の近くに信号機を要望するなど、解決が難しいケース、これは2カ所ありますけれども、そういったものもございます。

今後も児童生徒の通学時の安全確保のため、ソフト・ハード両面からの対策を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。以上です。

○議長（柳井哲也君） 本日の一般質問はこれまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後3時14分延会